

すこと、(三)不動産又は重要な動産に關する權利の得喪を目的とする行為を爲すこと、(四)訴訟行為を爲すこと、(五)贈與和解又は仲裁契約を爲すこと、(六)相続を承認し、又は之を拋棄すること、(七)身體の束縛を受くべき契約を爲すことであります、若し獨斷にて之等の行為を爲したる時は取消すことを得。

○妻が婚姻前になしたる保証債務は夫に於て

之が履行を許可すべき義務ありや。なし

○妻の營業

夫が許可した場合は其營業の事に關しては獨立人と同様なり。

第八章 扶養の義務

○扶養の義務とは何ぞ

(一)戸主は家族を、(二)夫婦は互に兄弟間、(四)直系血族間(五)夫婦の一方と他の一方の直系尊屬にして、其家に在る者との間は、扶養すべき義務あり、而して扶養を得んとする者は必ず自己の資産又は勞務に依りて生活し能はざるか、又は自己の資産に依りて教育を受くる能はざる時に限る。兄弟姉妹間は子供が多くて生活に苦しむといふやうな、本人の過失に依る場合は其の義務を強ゆることを

得ず。

○扶養の方法

扶養権利者を引取り、又は引取らずして生活費を給しても差支へ
あらず。而して扶養権利者は正當の事由があれば裁判所に訴へて判
決を求むることを得。(九六一條)

第九章 相続及養子

○相続とは如何なるものか

相続には、(一)家督相続と、(二)遺産相続の二つあり。一は財産

と戸主權とを受續ぐもの、二は家族の財産を受續ぐものなり。

○家督相続は如何なる場合に爲すか

(一)戸主の死亡、(二)隠居、(三)國籍喪失、(四)戸主が婚姻取消
によりて其家を去りたる時、(五)女戸主が、養子縁組の取消により
て其家を去りたる時、(六)女戸主が入夫婚姻を爲したる時、(七)入
夫が離婚したる時、等に起る。

○家督相続人の順位

(一)親等異なるは近きよりす。(子と孫なれば子を先にす、但兄
が子を遺して死し、又は兄が廢除せられたる時は、其の子即ち孫に

相續権がある) (二) 親等同じきものは男を先にす (庶子の男子と嫡出の女子との間にては庶子の男子と信ず (三) 親等同じきは嫡出を先にす、庶子男十五才嫡出男三才なるも三歳に権利あり、(四) 嫡出子及庶子は女と雖も私生子より先とす、つれ子は私生子と同順位なり、前四項同じきもの、間にては年長を先にす、以上は法律によりて定められた推定家督相續人の順位なり。

○法定の推定家督相續人を廢除し得る場合

(一) 被相續人を虐待し、又は重大なる侮辱を加、たる時、(二) 被相續が疾病其他身體又は精神の狀況により、到底家政を執るに堪へ

ざる時、(三) 家名に汚辱を及ぼす罪にて刑に處せられし時、(四) 浪費者として準禁治産の宣告を受け改悛の望なきとき、此の外正當の事由ある時は、被相續人は親族會の同意を得て其の廢除を請求することを得。

○法定相續人なき場合は如何にすべきや。

その場合は、被相續人は家督相續人を指定することが出來得、之を指定家督相續人と言ふ、又法定、指定、家督相續人なき場合は、親族會は左の順位に従つて家督相續人を選定す。之を選定家督相續人と言ふ。

(一)配偶者(但家附の娘なるとき)(二)兄弟(三)姉妹(四)第一號に該當せざる配偶者、(五)兄弟姉妹の直系卑屬なり。而して之は其被相続人の父母なきか、又は父母共に其意志を發表することが出來ざる時に限る。

○遺産相続人の順位

遺産相続人には、家督相続の場合の如く、指定及選定の相続人なし、故に悉く法定で次の順位なり。(一)直系卑族子孫、(二)配偶者(夫は妻に、妻は夫に)(三)直系尊族(父母は祖父母に先立つ)四月主。

第十章 養子と法律

○満十五歳以下の者が養子となるには

如何にすべきか

其の家にある父母が代りて承諾を爲すことを得。但繼父母又は嫡母は親族會の同意を要す。

○養子縁組を爲し能はざる場合

(一)養親が未成年者なるとき、(二)尊族、又は年長者、(三)法定の推定家督相続人たる男子ある時、(四)後見人は被後見人を養子と

なすこと能はず。(五)配偶者あらば共にすべし。

○養子の離縁

は、双方協議の上なれば何時にても出来得、養子が十五歳未満なれば、父母、父母なき時は後見人、後見人なき時は親族會の同意を要す。

○養家にて離縁を承諾せずば如何にすべきや

裁判所に訴へて離縁の判決を受けねばならず、それには民法に規定する左の事由が充分でなければならず。

(一)他の一方より虐待、又は重大なる侮辱を受けたる時。(二)他

の一方より悪意を以て遺棄せられたる時、(三)養親の直系尊屬より虐待、又は重大の侮辱を受けし時、(四)他の方面、即ち養父又は養子が一年以上の重禁錮に處せられし時、(五)養子が家名を汚し又は家産を傾くべき重大の過失ありし時、(六)養子の生死が三年以上知れざる時、(七)養子が逃亡して三年以上復歸せざる時、(八)他の一方が自己の直系尊屬に對し虐待、又は重大なる侮辱を蒙らしめし時(九)婿養子縁組の場合に於て離縁ありし時、又は養子が、家女と婚姻せし場合に於て離婚、若くは婚姻の取消ありたる時なり
而して以上の事由を知りて、一ケ年以内に出訴しなければ、効力

なし。

1106

第十一章 隠居及遺言

○隠居は何時にても爲し得るや

女戸主は年齢に拘らず出来るが、男は、(一)満六十年以上、(二)完全な能力を有する家督相続人が、相続の單承承諾をしなければ出来ず。但戸主が疾病、本家の相続、其他止むを得ない事由で家政の執れない場合は、裁判所の許可を得て爲すことを得。

○隠居者の債権者は何人に向つて、

辨済の請求をなすべきか

前戸主、新戸主何れに向つても請求が出来る。

○隠居の届出

隠居の届出によつて効力を生ず。

○遺言の方法

遺言は、其人の死後に其意志が効力を發生する大切なもの故一定の方式があり。(一)自筆證書、(二)公正證書、(三)秘密證書の三種にして、之を普通方式と言ふ、而し、(一)は全文と日附と氏名を自書して捺印するものである、(二)は公證人に作成せしむるもの

(三)は單に署名捺印するものなり。

○言語を發し能はざる遺言者が、

秘密證書を作るには如何にすべきや

公証人及証人の面前で此證書は自己の遺言書なる旨、並に其筆者の氏名住所を野紙に自署して、遺言者が遺言の主旨を公証人に口授するに代へるものなり。

第十貳章 失踪及死亡

○失踪者と不在者との區別

失踪者とは住所を去りて七年間生死が不明なる者に、其推定相続人妻、其他の利害關係人より裁判所に請求して、失踪の宣告を受けたる者なり。(三〇條一項、但七年といふ期間は普通の場合にして水火難、地震、戦争、沈没したる船舶中にありし者、等は其危険の止みたる後、三年間分明ならざる時は、其宣告を請求することを得而して不在者とは、住所を去りて生死不明なるも未だ失踪の宣告を受けざる者なり。

○失踪の宣告を受けたる者は如何なる取扱を受くるや
死亡者として取扱はるゝものなるが故に、一身上の權利を失ふ、

即ち其相續人は相續を受け、妻は他の男と結婚することを得。

○失踪者が歸りたる時は如何

失踪宣告の取消をなすことを得、此場合取消前に爲したる善意の行爲は無効とならず又相續人は其の現存せる財産を返還すれば可なり。

死亡に付て

死亡は必臓の鼓動呼吸が止みたる時にして自然人の終りなり。而して死亡したる時の届出義務者、一普通戸主、二戸主にあらざる時は相續人、其の同居者、三、一二共にあらざる時は其家の持主又は

管理人は、其死亡を知りたる日より五日内に醫師の診断書若しくは検案書又は警察官の検視調書の謄本を添へて届出さるべからず。

第十參章 胎兒と法律

○胎兒とは何ぞや

胎兒は母體の一部なるが故に法律上の人ならず。

○胎兒にも權利ありや

然れども法律は善良なる人情を基として左記の場合に限り既に生れたるものと看做す、看做さるゝには生存して生まれさるべからず

- 一、損害賠償の請求。
- 二、家督相續。
- 三、遺産相續。
- 四、遺贈。

第十四章 出生及命名

○出生とは何ぞや

法律上出生とは、(一)胎兒が母體より完全に分離し、(二)分離したる後生存せざるべからず。此の二要件さへ具へれば、或は生れて直ぐ死し或は畸形兒なりとも人たるに妨げあらず、皆私權を享有す

○出生届に就ての注意

胎兒が出生したれば、之に命名して十四日以内に届出ないと、拾

圓以下の科料に處せらる。

民事訴訟法

民事訴訟法とは何ぞや

民事上の問題が、當事者間で解決の出来ざる場合には裁判官の判決を乞ひ、法の力で處分するの外なく之に關する規定が即ち民事訴訟法にして、此法律をよく知らざれば勝つべき争も負けとなることある故、之は訴へる人も、又訴へられる人も共によく心得て置かるべからず。

第一章 訴へる人の心得

○訴訟費用

訴へれば必ず勝つと限らず、相手も最後まで戦ふものと見なければならぬ。故に随分長引き相當の費用が入るものと覺悟して掛る必要あり。

そこで金の無き者は絶対に訴訟が出来ず、金の有る者の言ふ儘になるといふは残酷なる事なるが故に、民事訴訟法にはそういふ人々の爲に救済法規定があり

○一文無しで訴訟する方法

自分と家族の生活を、保つ外餘分の金の出来さる者は、訴訟關係を表明した、訴訟救助を求むる申請書を、提出すると共に、證據を開示し尙之に、管轄市町村長の証明書（身分職業財産並に家族の實況納むべき直税の額を記入した）を添へるのである。而して裁判官が判断して救助すべしといふことになる。

一、裁判費用（訴訟印紙、公示送達及び郵便印紙代、証人鑑定人旅費日當、判事の臨檢費等）

二、訴訟費用の保証（邦人には此免除の必要なし）

三、送達及び執行行為（執達事務を一時無報酬にて執達吏に依頼し得る権利）

四、必要と認むる時は（一時無報酬にて辯護士を附する事）右の事項を取得す、勿論之は資力を得た場合は支拂ふ必要がある。

○訴訟する事の出来ざる者

一 未成年者、二 心神喪失の状況にある者、三 準禁治産者、四人の妻、五 法人「之は訴訟能力を有する業務擔當人があるからなり」此中妻が夫の許可を得る時は訴訟を爲す事を得。

○訴訟代理は辯護士以外の者に

依頼する事が出来ざるか

地方裁判所以上の上級裁判所へ訴訟した場合は、辯護士でなくば許されず、而し區裁判所なれば親族又は雇人を代理人とする事を得而して、代理人は委任状を裁判所に提出せざるべからず。

○最も大切なる証據と期間

三百の鑑定などは危険なり、最も大切なるは證書と證人なり、それから定められた期間内に手續をせずば有利な事も無効になることを、忘れてはならず。

○支拂命令の申請

債権者が債務者に、貸金の請求をするに一番簡便なるのは支拂命令の申請なり。之は金額は如何程ありても區裁判所にて取扱ふ故に誠に迅速なり。尙其申請は書面にて口頭にて差支なければ左に其書式を示す。

支拂命令申請

府縣郡市區町村番地族稱職業

債権者 何ノ誰

府縣郡市區町村番地族稱職業

債務者 何ノ誰

請求金額

一金何圓也 大正年月日貸附元金辨濟期日年月日

一金何圓也 大正年月日ヨリ大正年月日ニ至ル右元金ニ對スル

年何割ノ利息

一金何圓也 督促手續ノ費用

内 譯

一金何圓也 支拂命令申請貼用印紙額

一金何圓也 支拂命令申請出頭日當

一金何圓也 同上旅費但申請人住所ヨリ何里

一金何圓也 支拂命令送達手續手数料及旅費

一金何圓也 何々【例へバ書記料】

合計金何圓也

右債務者ハ前記返濟ニ至ルモ右元金及利息前期ノ通り辨濟ヲ爲
サルルニヨリ前記金額ノ支拂命令ヲ發セラレ度民事訴法第三百
八十二條及ビ第三百八十四條ニ依リ此段申請候也

右

年月日

申請人

何ノ誰印

何區裁判所判事何ノ誰殿

右申請を裁判所が調査し、適法と認めれば受附く

第二章 訴へられた場合の心得

○答辯書に就て

訴へる者、即ち原告は必ず二通訴状を出すことになつて居り、其一通が裁判所から訴へられた者、即ち被告の處へも送達す此訴状の送達があれば必ず十四日間以内に答辯書を二通出さざるべからず。

○辨論延期

答辯書を出して、それより口頭辨論になる、此辨論中、答辯書に

書いた以外の有利な事は申立つる事を得、此時相手方に之に應ずる準備無しとか、又反對證據を出すに時日が掛かるといふ場合は辯論延期となる、尙答辯書は十分注意して作成せざるべからず。

○逆ねじを喰はす方法

反訴と言つて、相手方の訴訟を機會に當方よりも反對に、訴へる事を得。之は答辯書を出す時のみならず、口頭辨論となりて後にもよし。

○缺席した場合

口頭辨論の日に被告が、止むなき事情で缺席せば、缺席判決とな

る。而し之は故障の申立を爲すことを得、されば又裁判の仕直しとなる、但し之は二度まで、三度目には確定す。故に尙故障の申立あれば、控訴する事が出来る斯うなると随分延引する故、費用も多
く懸る

○支拂命令を受けたる場合

裁判所から支拂命令を、受けられたれば、法律の心得の無い者は、直ちに強制執行になるように思つて吃驚仰天するが、何も仰天するに及ばぬ、若し支拂命令を受けたならば、【其期間内に十四日以内で早いのは三日、もつと早いになると廿四時間なぞといふものも

あり】口頭にても或は、書面にても、何れにても異議の申立をせばよし、そこで、又法律の心得のなき者は、どんな異議を申立てばよきかと、面喰ふ人が多いが、別に六ヶ敷い事はない。【民事訴訟法第三百八十八條に依り、異議申立候也】で、別段理由を述べ立てるには及ばず。

第三章 裁判

訴訟を起す者は、事件の種類、性質によつて、之は何の裁判所に訴へればよいか、又何處の裁判所に、訴へればよいかといふことを

知つておく必要がある、若し之を間違へば、徒らに時間と費用を損するのみなる故、次に詳しく述べることゝす。

○何の裁判所に訴へ出つべきか

裁判所は一區裁判所、二地方裁判所、三控訴院、四大審院、の順序なるが、先づ左に何の裁判所では何ういふ事件を取扱ふかを、述べよう。區裁判所の取扱ふ事件

- 一、五百圓を越へぬ金額又は物件の請求
- 二、價格に關はらず左の如き場合

【イ】住家其他の建物及び、其或部分の受取明渡 使用占 據修繕に

關する賃貸人と、賃借人との間に起つた訴訟。【ロ】不動産の境界のみに關する、訴訟【ハ】占有のみに關する訴訟【ニ】雇主と雇人との間で、一年以下の期限契約中に起りし訴訟【ホ】賄料 宿料 旅人の運賃に關し旅人と旅店若しくは飲食店の主人或は旅人と運送人との間に起つた訴訟【ヘ】支拂命令申請【支拂命令の申請は五百圓以上の金額差支へなし。

地方裁判所の取扱ふ事件

【イ】前記區裁判所で取扱はぬ事件は、大抵皆地方裁判所にて取扱ふ、【ロ】區裁判所の判決に對する、控訴【ハ】區裁判所の決定

及命令に對する法律に定めたる抗告

控訴院の取扱ふ事件

【イ】地方裁判所の第一審の判決に、對する控訴【ロ】地方裁判所の

第一審として爲したる決定及、命令に對する法律に定めたる

抗告 【ハ】皇族に關する民事訴訟は、第一審第二審共に東京

控訴院に屬す

大審院の取扱ふ事件

地方裁判所の第二審判決に對する上告及、其決定命令に對す

る法律の定めたる抗告、控訴院の第二審判決に對する上告、及

其決定命令に對する法律の定めたる抗告等で之が最終の裁判所なり。

○何處の裁判物に訴へるか

大體は訴へられる者即ち被告の住んで居る所の裁判所であるが、
而し地所の利用に關する訴は其地の裁判所に、不正行爲による損害
賠償の訴は其事件のありし土地の裁判所に、契約に關する訴は主に
其義務を履行すべき土地の裁判所に訴へるものなり。但し金銭貸借
の訴へは債權者の住する土地の裁判管轄地とすることを得。

○判事の除斥及忌避

次の事件の一に該當する時は、裁判官は自ら除斥す【一判事又は

其婦が原告若くは被告たるか、又當事者の一方、或は双方と共同權利者若くは償還義務者たる、關係を有する時、及び當事者の一方又は双方の配偶者と、親族である場合。二判事が同一の事件に付き證人又は鑑定人となりて訊問を受くるか、訴訟代理人たる任を受け又は代理人たる、權利を有つ時、三判事が不服の申立ある訴訟を前審、又は仲裁に於て爲すに當り、判事又は仲裁人として干與したる時、但此場合判事が受命判事、又は受託判事として職員に與ることは差支へなし。次に忌避といふは、判事は除斥するの理由なしと信するも、當事者の一方に於て除斥すべきものと認め、或は不公平な

る裁判を爲すことを疑ふに足るべき事情ある場合、其裁判官の裁判を御免蒙ることとなり、故に忌避に就ては、其原因を十分に説明しなければならん、尙此の忌避は、其判事の前で申立をするか、又は相手方の申立に對し陳述しない前でないど其權利がないが、而し、後になりても、不公平の原因が發生するか、又は覺知した場合は之を説明すれば忌避の申請を爲し得。

○控訴と上告の區別及、其期間

控訴は第一審が區裁判所なれば、地方裁判所になし。第一審が地方裁判所なればなれば控訴院にするものなり。上告は控訴院即ち第二

審の判決に對して、更に上告するを謂ひ、以前は第二審が地方裁判所であれば控訴院にするものなりしが、第三十議會から何れも、大審院に上告することになれり。而して控訴期間は、判決の送達の日より、三十日間なり。

第四章 強制執行

強制執行とは何ぞや。

強制執行とは、裁判官が爲したる判決命令により、執達吏が債務者の財産を差押へ之を公賣し、其賣得金を以て辨濟することなり

○執達吏の權限

執達吏は執行上、必要な場合には、債務者の住居倉庫及び、債権を開かしめ又は搜索する權利を有し、若し抵抗を受けたる場合には、威力を用ゐる警察の援助を求むることを得。尙兵力を要する場合には、裁判所に申立てることを得、又債務者及び、其成長したる家族雇人に出會はぬ場合には、成丁者二人又は市町村、若くは警察の吏員一人を證人として立會はしめ、執行することを得。尙ほ執達吏は、普通夜間日曜日一般祝祭日には執行するを得ざれば、裁判所の許可あれば執行することを得。

○執達吏は身體を捜査し得るや

執達吏は家宅を捜査する権利はあるが、身體の自由は憲法の保障する所で如何に差押への執行上、必要ありても身體を捜査すること能はず。

○差押への出來ざる物件、左の十三項なり

- 一、衣服寢具家具及び厨具、但此者が債務者及び其家族の爲に缺くべからざるときに限る。
- 二、債務者及其家族に必要な一ヶ月間 食料薪炭
- 三、技術者職工勞役者及び産婆に在りては、其營業上缺くべからざ

四、農業者に在りては其農業上、缺くべからざる

次の收穫まで農業を續行する爲、缺くべからざる農産物

五、文武の官吏神職僧侶公立私立の教育場教師辯護士公證人及び醫師に在りては其職業を執行する爲め、缺くべからざる物並に身分相當の衣服

六、文武の官吏神職僧侶及び、公立私立の教育場教師に在りては職務上の收入又は恩給一ケ年間、三百圓を超過する時は其超過額の半額を差押へ得るも、三百圓を超過せざる時は差押へを許さず。

七、薬舖に在つては調薬を爲す爲、缺く可からざる器具及び藥品、

八、勳章及び名譽の證標、

九、實印其他職業に必要なる印、

十、神體佛像其他禮拜の用に供する物、

十一、系譜、

十二、債務者、又は家族の未だ公にせざる發明に關する物及び債務

者又は其家族の未だ公にせざる著述稿本、

十三、債務者及び、其家族が學校に於て使用に供する書籍。

○不法に差押へられた場合、他人よりの預かり品借用物等差押へて

不可なる物を差押へられたる場合には、其預けたる人貸したる人に通知して差押へに對する異議と、差押物競賣停止命令の申請をするものなり

○差押へより競賣までの期間と、競賣の延期、差押へたる日より競賣する日までは、七日の時日を存するを要するが而し差押へた物品の性質により、又債權者と債務者の間で合意の上は、其期間を短縮することを得。それより競賣する前には、何月何日に競賣するといふ通知が到達する故、其期日の前日迄に債務者の所へ、行き、延期の同意を求むれば、其連署を執達吏役場に持つて行くこ

とによりて一ヶ月延期をなし得。

○競賣金の配當と債務者の奸策。或一人が、早く差押へをしたれば其外多數の債権者は、指を喰へて見て居らねばならぬかといふにそんな馬鹿な事はない、そういふ場合は、其差押へた執達吏に其財産を競賣しない前に配當加入、即ち競賣得金の分け前を呉れと要求することを爲し得、さすれば、其配當は第二十章の先取特權の順序となり、分配の異議があれば裁判の上決す、そこで此法律を知れる債権者の中には、家賃米味噌代等は何れも先取特權なるが故に、此等に借金があるかの如く仕組み、いよく競賣の曉

に、切角差押へをした債権者に鼻を明かそうとするものある故、差押へを爲す人は注意を要す。

○假差押と假處分。強制執行をするには、先づ裁判に訴へて、それより其確定した判決がありてより後にあらざれば出來ず、債務者の中には、いよく差押へられそうになれば、自分の財産を他人に預けたり、賣つたりして仕舞ふような事ある故、法律は債権者を保護する爲に假差押假處分なるものを、設けてある。之は訴訟を起す前にでも起してからにても出來得、そこで、此假差押假處分は、公正證書であれば直ぐ出來得るが普通證書なれば、通例保

證金を豫納しないと許されず。故に心得のある者は普通證書を取
る際には、普通證書を公正證書にすることの出来るように、白紙
委任状を取つておくべし。終りに假差押とは、債務者の財産を差
押へるのを保全する爲に行ふものにして、假處分とは單に係争し
て居る目的物に對してのみ行はるゝものなり。

○假差押假處分命令に對する異議。此異議の申立は、支拂命令の場
合と違ひ假差押の取消又は、變更を要求する理由を開示し、それ
が認められざれば許されず。

終り

手紙百科大辞典

手紙百科大辞典

一、實用的の書翰文と社交的の書翰文

書翰文を軽く見て居る——練習と注意——丁寧に書く
こと——實用的の手紙——簡潔——一つ書——社交的
の手紙——趣味と親睦——頼山陽の手紙——

書翰文とは、言ふまでもなく手紙のことである。手紙などはど、
誰しも一概に易しいものゝやうに思ふが、それは大きな間違ひ、中
學校や女學校を卒業したとか、或は専門學校を出たとか云ふ青年男
女を捉へて書かして見ても分ること、なま易しいやうに見えて、

却々書けないのはこの手紙の文である。今日中學校や女學校などで頻りと書翰文の練習を奨励して居るのは、明かに學生が手紙の文に下手であることを裏書するものではあるまいか。

ある女學校の校長が、斯う云つて語つて居たことがある。或る年の入學試験に「忘れ物を届くる文」といふ作文を課した處が、ある優等生は官廳に物を届ける事とのみ思ひ、文章の末に書きも書いた「此段御届に及び候也」と。またもう一つは「轉宅を報する文」を課したところ、田舎から來て居る素封家の娘は、筆を持つたなりどう／＼時間まで一行もかゝなかつた。試験員は妙に思つて、その譯を聞くと、「轉宅とは何う云ふものか知りません」と答へたと云

ふことである。斯う云ふ話は、他にも幾程もあるであらうが、實に驚くべきことではないか。

手紙は平生の練習にある。いくら學者であつても、その人の手紙を見ると、これがあの人の手紙かと疑はれさうな場合が屢ある。高山樗牛などは、一代の思想家を以て任じて居ながら、その手紙はごちらかと云へば、餘り上手な方ではなかつたと云はれて居る。故に手紙の上手と下手とは、直ちに學問の有無によつて定まるものではない。先づ練習の効に俟たねばならぬ。練習、即ち手紙をつとめてまめに書くことにある。

一體日本人は、一般に筆不性と稱せられてゐるだけに、手紙を書

くことを臆却がつて、遂に手紙不性になりたがる。それだから何かの事件が起つて、近所の友人に依頼せねばならぬ様な場合に出會すと、先づ平生の御無沙汰を詫び、次に友人の安否を訪れたり、自分の此頃の模様などを並べたりして、それから始めて本文の用件にとりかゝると云ふ有様である。これは畢竟するに手紙不性から来る餘計な手数である。

之に反して例へば一週間に一回とか、月に三回とか書信をして置けば、いざ事件が起つたと云つても、前のやうに時候見舞や安否を訪ねずとも、すぐその用件を書き出せるから、餘計な手数を費す必要もない。外國では一週の中一日だけ、手紙を書く日にあてゝおく

さうである。そしてその日が來ると、何事をすてゝも諸方へ手紙を書く。尤もこれは殆んど社交的の手紙であらうが、何にしてもつとめてまめに手紙を書くことにして居るから、随つて手紙も上手である。我が國人も、この風に親しむの要あるかと思ふ。

手紙は丁寧に書くべきものである。ジョンソン翁曰く「書翰に於て人間の靈魂は裸體となりて現はる。書翰を見るは其の人の姿見鏡を見るが如し」と云つて居る。人の態度や動作を見て、その人の性格が分るやうに、ちよつとした手紙の上にもその人の性格が表はれるものである。例へば抜字が多かつたり、甚だしく誤字があつたりしたら、それを讀む人の頭腦にどんな印象を與へるであらうか。必

ず粗忽な人である、注意力に缺けた人であると思はせるに違ひない故に手紙は落付いて丁寧に書くべきものである。そして手紙を書き終つたならば、誤字はなきか、抜字はなきかを検するため、一通り読み直して見る習慣をつけるやうにせねばならぬ。

抜字や誤字のある手紙を書くのは、常にその人の軽忽であるを思はせるばかりではなく、甚だ失禮である。且つ誤字があつたために飛んだ間違ひを惹き起さぬとも限らぬ。抜字があつたために、失態を演じたと云ふやうな例は、世間に却々多いやうである。たとへ手紙は急の時に處して、急に認める場合が多いからと云つて、之を讀み直して見ぬと云ふは間違ひである。

嘗て編者の處へ來た年賀のはがきに、表面は筆法も鮮かに丁寧に書いてあるのに、裏面には何も書いてないのがあつた。これ杯は明かに讀み直しをせぬ實例の一つである。

またある商店へ來た注文のはがきに「此書といき次第、大至急御送附下され度、御願ひ申上候間」で切つてあるのを見たこともあるこれはまだ何か書き足すべきをその儘にして差出したものと見えるこれは即ち手紙を讀み直して見ぬと云ふ證據である。以上の如き失禮な、そして間違ひを生せぬやうな手紙を出すには、長文の場合は勿論のことであるが、たとへ二行や三行で事足りる短い手紙の時でも、必ず讀返して見ると云ふことが肝要である。

事務的商業的の手紙を書く場合、即ち實用的の手紙には、くだくだしく、餘計な文句を並べて書くのはよくない。この場合はどこまでも簡潔を旨として、用向を分るやうに書けばよいのである。本多作左衛門が、陣中からその家に贈つたといふ、「一筆啓上、火の用心、おさん泣かすな、馬肥やせ、以上」の手紙は實に簡潔にして、而も餘韻嫻々たる名書翰として、今日に傳へられて居る。尤も率直にして淡白なる手紙を、今日の何れの場合にも通用出来るかと云ふことは疑問であるが、併し實用的の手紙は、この意氣で、簡潔といふことを旨として認めるがよい。

嘗て大和田建樹は、この簡潔と云ふことについて、その著書翰文

作法の一節に、次のやうに述べて居た。

暑氣甚敷候處

にて濟むべきを。

暑氣焼くが如く其身宛然火爐の中に在る心地致候處

など長々と書き。

昨夜は御近火の由

にて濟むべきを。

昨夜は北風烈敷折柄の御近火にて御宅の四五軒先まで燒廣が

り候趣の處

など書く弊は除きたきものなり。

返事を遣るにも、遠隔の地ならば、前便に言ひ來りし用事かすくありて、返事の着く時、何れの用事なりしかを忘るゝ恐れもあれば其前便の要件を繰り返して、

近日御旅行なされたき由にて當地名所案内御入用の趣委細拜承あれこれ聞合候處云々

など書くべきは勿論なれども、使者を待たせ置きて書く返事や、又は一二日にて往復すべき書信などには、來書の文意をば略して、

御紙面の趣委細拜承

御申越の件逐一拜承

などのやうに書き、又大略にして、

拜讀仕候

承知仕候

御使恐入申候

御端書にて驚入申候

など、頭から書き下す事もあるべし。

とにもかくにも、書簡文は手短にして要を摘みたるがよきなり。されど如何に簡潔がよければとて、禮儀を失してはならぬといふ事を忘るべからず。換言すれば敬語、遜語と名稱とを適當に使用せん事を忘るべからず。

こゝに返信のことが出たから、序に云ふて置くが、幾つもの用件

を言ひ越された時、一用件毎に行を別にして書くのもよい。これは一つ書と云つて、昔より行はれて来たのであるが、管に返書の場合に限らず、幾つもの用件が重なり合つた時の手紙にも、これを用ゐるがよい、斯うして認めて置けば、用件を見落す心配もなく、且つ一見してこれ／＼の用事であると云ふことが分る。この一つ書の例を舉げて見やう。

一、朝鮮國廣大の事、仲々以て日本に譬ふる事にては無之候。縦日本路に法り六十四五里餘二十日路餘之島國に候。日本は横十日路の所は少しも無之候。御船の入候大河淀川六つ七つ合たる程の儀に候。其河すぢ都までいくすぢも有之事に候。大變の事可有

ニ推量候。

一、高麗人にいろはを教へ髪をはき、童部をば中より仕召使候。日本人の様にも候はで童部も物書詩を作候。高麗人文字仕候を召寄五日十日づつ置候て在所在所へ遣候。今二三人召仕候者日本人よりもこさかしく候。

一、太閤様被レ成ニ御朱印ニ朝鮮の事兩三日之内に屬ニ御手候。是は物の數にては無之候。最前以來唐渡と被レ仰候上は、當年中大唐へ御渡にて、來正月に日本天子、並常關白様被レ成ニ御渡ニ大明國にて行幸可有之催之由候。朝鮮大唐入ニ御手ニ書籍内傳外傳其外寶物船に積候て各へ可レ遣候。爰許之事一式不可ニ氣遣ニ候。不悉

六月八日

惠 理

安國寺 乾福院 靈仙寺 其外兩寺衆僧中

簡潔と云ふことは、事務的商業的書翰に最も重んずべきことであるが、社交的の手紙の文には、簡潔を貴ぶ一方に親睦と趣味との精神を活躍させねばならぬ。例へば、

本日隅田川に於て雪見の詩會相催したく

と云ふ代りに、

昨夜以來ちらく、愉快極なく、只今より船を隅田川に浮かべて雪見の詩會相催したく

と云ふ方が面白い。

いつそやの白露戦史御返却被下度候

にては、先方に悪愛情を持たせるが

いつそや御覽に入置候白露戦史、若し御用済に候はゞ一寸御

返し被下度、又々あとより差上可申候

とすれば心持よく返すに違ひない。

斯う云ふ例はいくらもあるが、要するに社交的の手紙の文は、簡潔を貴ぶと共に又この親睦と趣味との精神を活かすことを忘れてはならぬ。頼山陽の書翰に、

さてもく御無沙汰仕候。誠申譯も無之候。花の頃御一書御返事七月迄と仰せ下され、なんの左様の事あるべきと存じ候處、涼も

過ぎ跡すすみも過ぎ、盆の踊の聲、これはしたり御言が本まの事になりて口惜と、今日は認め申すべく明日はと存じ候内に、盆前の窮鬼四面より攻め來り纒に合戦相引位にすむと月見、廣澤へや行くべき石山誘ふまじやなど、忽ち去年西遊の頃に相成申候。其の内に貴家よりは、兩度の御書加之乾魚、慚愧の至りに御座候。御答へせねばならぬと存じ候内、又乾魚一苞此度はみくだり半位の貴書是はもはや離別の御意にやとたまらずなりて先に借錢元金丈けさし置き利息だけにてもと存じ、扇子を昨日朝よりかゝり、終日の仕事を仕候。昨夜以來肩のこりかたまり、終夜朝雲の手を情ひ纒に此書を認め候事出來候様に相成申候。是には私拙作をと

仰せられ候へども、ろくな詩もなし、名湖三十首は爾來六十首なるを、清人の選が三十首の四時のさいこうけしき讀んで居ても、慰になり候故是に仕候。新羅三郎も掛けて置き、起きて見つ寢て見つ仕居候。決して忘れは不仕候。先もどせ表具をしてからといふは、失はれてはと御恐れなるべし。決して左にあらず、去年西方にて受合來り候事、とんと一紙もいまだ手を付けず候。去冬の心には、春になりたらばと存じ候内、花に狂ひ管翁通行に十日程仕舞、程なく弟不幸にてとつかは歸省、六十日ほど潰れ、歸京と移居、大騒動、此節やう／＼居合、机の直し所もきまり候所にて、先第一番に此扇子、次に新羅の賛と仕候也、詩は既に左の通

に出来候。背令原上月孤明。欲出關門駐旆。自惜平生廣陵散。滿身風露散吹笙。外に幾首も作見候へども、是が未だしもに候。出關門は生入玉門關の意。廣陵散は稽淑夜故事にて、秘曲の絶ゆることの套説なり。是は今一應練り候て、題目直に三浦へ申付候も、表装の兩方にて一方半位の事にて可然か、

時に去年長の滯留、木戸番の大勳勞、それを如く此無沙汰仕候而筆硯冥利にも盡可申、吾なから恐れ申候。何ぞ進呈と存じ候へども、ありふれたるものは上げられず、此節此一物手に入り候故逸上仕候。此煙盆にて御一所に一服くすべ、それより薰見眞葛が原へなりとも、祇園清水知恩院大佛の燒跡にても手を携へ候事、何

時にて可有之哉、人生幾何、先々これを上候故、私も一所の床に腰懸けたる意地にて御獨吟下さるべく候。

八月十三日、襄、連日晴景、今日は忽ハラ〜。あはれ明後日はよかれかしと存じ候。

中國の空は如何やらむ

讀み行くに随つて趣味湧き、親睦の情緒が紙上に溢れて居る。八月十三日と日附の所へ、十五夜を氣遣ひて書き添へた文句などは、餘韻孌々たるものである。

管茶山は云つて居る。書札の文字にも死活あり。たとへば一筆啓上仕候より、御無事御堅固云々。私宅無恙、時候御自愛猶、後音

を期す云々は、書くも書かざるも何程の事なきなり。さるを此の間の寒風は我郷は海濱に氷を見、或は半月一月の早なるに、餘所は夕立すれどもこゝには降らずなごいへば、同じ寒暖を被ぶるにもその他の景色も思ひやられて、書狀文字を活すなり。月日の末にこの書認めたる時は雨しきりに降り、杜鵑一聲二聲音づれぬなご書きたるは、いよくその時、その人の姿も思はるゝやうにて面白し。長さ三尋餘りある書札にても、死にたるあり、三四行の書にても、活きたるあり、注意すべきことにや。

と、これ眞に味ふべき言葉ではないか。
こゝに注意すべきことは、前にも述べたやうに、事務的、商業的
手紙の文には、此等趣味とか親睦とかに、重きを置くの必要はないのである。

二、書翰文の本旨は平易と簡明

手紙は平易に書くこと——噴飯すべ手紙——人と場合
 どもを見て適當に書き分ける——書き方に禮式がある——
 解り易い文字で書くこと——自筆で書け——情に激し
 た時は時間をおいて筆を執れ——手紙の喧嘩の實例——
 返事は力めて早く書け——

手紙の文は、平易に書くべきものである、どうかすると無暗に盛

苦しい文句を使つて、得意がつて居る者もあるが、これは避くべきことである。手紙は自分が出向い行つて、これ／＼だと話すべきことをば、自分の代理として遣はすものであるから、何の用事であるか、先方で判断に苦しむやうでは、決して手紙の用をなすものではない。随つて斯う云手紙は立派な手紙、上手な手紙であると云ふことは出来ぬ。

ある地方の青年から、ある社宛に來た註文狀なるものを見たことがある。その手紙の冒頭に、

拜啓。春氣と相成度候。本社は我々の爲め盡力をつくし誠に有りがたく御禮申し上げ候。

とあつた。この意味は多分、「春の氣候となりました、あなたの社は私共のためにいろ／＼と御骨折下さつて、ありがたう存じます」と云ふのであらう。それには春氣に相成度候ではいけない、矢張り相成候とか、候處とかせねばならぬし、又本社では自分の方をさすことになるから、こゝは貴社とか、御社とかとなすべきである。然るに春氣に相成候とか、候處とかすべきを相成度候としたり、御社とか、貴社とかなすべきを本社としたりしたのは、まだ手紙の文に慣れない青年が、殊更に六ヶ敷く書かうとした結果にある。

この手紙は素より尋常小學校卒業位の程度の頭腦を持つた者が認めたのであうが、併し世間には相當の學問あり、地位ある智識階級

の人ですら、随分敬語や遜語を間違へて使つて居りながら、得意がつて居る者が少くはない。手紙は、何も自分をより大きく見せたり自分の才識を誇張せんがために認めるものではないから、殊更に難意難解の文字や文句を並べる用はない。

平易と云つても、それは絶対に平易に認めよと云ふのではない。手紙は相對的のものであるから、即ち人と場合とを見て、適當に書き分けねばならぬ。例へば滑稽じみた人の處へは、眞面目なものよりは、やゝ洒れた風の手紙がふさはしいが、之に反し眞率な人の許へ遣はすに滑稽じみた手紙を認めたらどうか、決してよい氣持のするものではない。又智識程度の低い人に、無暗と難解文字を並べて

認めたら、先方ではどんな心持になるか、必ず人を馬鹿にして居るとか、生意氣な奴であるとかと思はせるに違ひない、故に手紙を認めるには、先づ先方の人を考へて筆を執らねばならぬ。

編者の知人に、長文の手紙をひどく嫌ふ人がある、随つてその人の手紙は、いつも簡單なものであるが、それで居て頗る要領を得て居る。處がこの知人宛に来る手紙が、多くは長文のものである。この人の性格を知つて態と長文にするのか、それとも全く性格を知らずにさうするのか、何れにしてもこの人に好かれぬ手紙であるから開封した切りで葬られて了う場合が多い。これは差出人に對して不敬のやうにも當るけれど、併し之を認める人にも罪がないとも

言はれぬと思ふ。

次に又場合によつて認めよとは慶び事であるとか、悲み事であるとか、物を借りる場合とか、物を贈る場合とか、人を忠告するとかさう云ふ場合々々によつて書き分けることで、人を忠告するにしても、眞正面からその人の缺點を難詰するよりも、婉曲に——所謂眞綿で頸をしめるやうに攻めて行く方が、却つてその人の自覺心を喚び起して、効果を收める場合が多い。

物を借りるにしても、現にその物が先方には不用になつて居ると知りながらも、「御差支なくば」と云へば、心持よく貸して呉れるやうなものである。其他慶び事にせよ、悲み事にせよ、その場合々々を考へて認めるやうにせぬと、飛んだ間違ひを惹き起すものである。これも手紙を認める場合に注意すべきことである。

手紙の書き方には、それ／＼禮式がある。例へば長上に對する場合の用語とか、目下の者におくる手紙の稱呼とか、慶び事とか悲み事とかには、それ／＼忌み詞もあり、書き出す方も違ふと云ふ風に禮式がある。假りに長上に對するに、同輩に對する用語を使つたらどうか、目下の者に對して、長上に對する禮をとつたとしたら何うか。他人の父に贈るべきものを、己れの父に對して贈るやうに認めたらどうか。其他己れの子と、他人の子とか、他人の兄弟姉妹と己れの兄弟姉妹ととか云ふ風に、一々禮儀を重じて認めねばならぬ。

斯う云ふ場合の敬語や遜語や稱呼に就いては後章に述べるが、先づ禮式を重んずべきものであると云ふ心だけを持つて居て貰ひたい。

ある學者の如きは、古來の習慣に拘泥せず、自由に書け、自分の思つた通りのことをその儘に露骨に書け、式や型などはどうでもよいといつて居るが、併しそれは一通り書翰文の書き方を心得居る者なら、それでもよからうが、まだ初學に在る者は、決して此の説に學ぶべきではない。初學者は先づ一通りの書き方を知ることが肝要である。それを知らんとするには、何うしても従來行はれて來た書き方によつて學ばねばならぬ。

文字が上手であれば、それに越したことはないが、併し世間には能筆の人ばかりあるものではない。文字は下手でも、丁寧に解り易く書くことが必要である。能筆の人が、無暗と己れの能筆にまかせて、他人の讀めぬやうに書くよりも、下手でも丁寧に書けば、却つてその方が用が辨する場合が多い。

世間には、文字が下手だからといつて、代筆をさせるものがある。これは恰も口不調法だからと云つて、代人を頼むやうなものであるが、決して感服した話ではない。口不調法であつても、自分で出かけて行くのと、他人を代理にして遣はすとは、先方の心掛に大に差違がある。故に手紙は自分で書くのがよい、文字の巧拙などは第二として、先づ自分で力めて書くのがよいのである。

社交的の手紙などは殊にさうである。この意味からして年賀状などは、つとめて自分で書くやうにした方がよい。交際が廣くて多数の年賀状を出すので、一々書き切れぬからと云つて、活版刷りや石版刷りの物の出すやうな場合の時には、せめて先方の住所や名前だけでも自分で書くやうにするのがよい

人間は感情の動物であるから、餘程理智に勝つか或は人間離れをした人なら格別、先づ大體の人は感情に左右され易い。早い話が、電車などに乗つて見ても分ることだが、満員の時にはよく喧嘩が始まる。足を踏まれた男が「おい氣をつけないか」と、少し刺のある詞で云へば、足を踏んだ方の男は、自分で悪いことをしたと知り、

詫びやうと思つても、その言草が癪に觸り、つひ「この通りの人だもの、どうも仕方がない」と意地を張るやうになる。踏まれた方の男は、それで黙つて居るものではない。仕方がないと云ふ方があるかと、即ち賣言葉に對する買言葉で、紳士顔した男までが、遂には鐵拳を揮ふと云ふやうになる。

之に反し、此際若し踏まれた男が、言葉優しく、「君、少し氣をつけてくれ玉へな」と云たらどうか、踏んだ方の男は、「いやどうも濟みませんでした」と云ふに違ひない。ちよつとしたことではあるが、感情に支配される場合が却々に多いのである。手紙の上でも亦斯う云ふ場合が屢起る。それであるから感情の激して居る時には

なるだけ時間を於いて筆を執るやうにするがよい。

たとへ絶交状を贈るとか。宣戦布告的の最後の通牒を贈る場合でも、決してすぐと筆をとつてはならぬ。斯の如き情に激して居る時には、出来るだけ時間を於いて、情を沈めた上で認めるやうにするがよい。

嘗て編者の知人に、二人共同である雑誌を經營して居た者がある。甲は編輯と會計とを擔任し、乙は主として營業に當つて居た。處が乙は狡猾な男で、屢廣告料をごまかす。例へば十圓で極めた廣告料を五圓であるとか八圓で極めたものを三四圓値引されたとか云つては毎月ごまかす廣告料が却々少くはなかつたので、甲は遂に不平

を唱へ分離して獨立で雑誌を經營した。

兩人が分離をする時、甲は雑誌の保證金として、第三者から借入れた千圓の利息の滞納分を負擔することとなり、乙は印刷所の不拂分を負ふことになつたのである。其後乙の方でも雑誌を發行するやうになつたが、それから半年ばかり經つて、突然乙の許から、甲の許へ手紙が來た、即ち次に示すのはその時の往復文であるが、賣言葉は買言葉となり、手紙の上での喧嘩になつた。若し乙の方で、もう少し婉曲に筆をとつたらば、決して藪を突ツついで蛇を出すやうな、見苦しい目にも逢はずに濟み、圓滿なる解決がついたに違ひない。

拜啓。兼て貴君に於て前雜誌社會計せられ候時の會計及び貴君と××氏との間の金銭上の不都合等に付會見仕度候に付、何日頃御面會出來候哉、否哉御回答を乞ふ。御回答なき時は貴君に不都合ありと見做す。

とある。半年の餘も會はず、音信もしなかつた場合の手紙としては甚だ禮を失して居る。假し不都合があつたにしても、この手紙を見れば、決してよい氣持のするものではない。之に對して甲は、

去年自分の方から會見の日どりまでキメておきながら、その日になつて逃げて合はなかつた君が、今になつて御回答なき時は不都合ありと見做す云々とはチト片腹いたく覺わ候。××氏と小生と

の不都合？それよりも御自分の腹の中を洗つて見てはいかゞにや、さうした上にこの會見なら望むも、さもなくば會見の要を認めず候。いかやうとも××氏とよろしくキメた方が君の御得策と申すものに候はずや。

之に對して乙は更に、

去年貴君の方から會見申込みたる日限は、郷里へ行くに付、前日に△△氏に傳言し置きたる事なれば百も御了知の話ならん。其後何回も會見申たるに付、其當時のはがきにて貴君より回答に御承知の事、要は印刷所への支拂と會計を明かにせば足る、男らしくせられよ。尙明細にできぬのが不都合ならん。

と、段々と情が激して来た。これに對する甲のは、

さう来るだらうと思ひ居り候。己の不都合を棚にあげての不都合
呼ばはり君の云ふ男らしき男に候か。イヤハヤ——小生敢て會
見を拒む譯にあらず。又敢て會計簿に不正もなし、只君がどこそ
こをコレだけゴマかしたと云つて來ぬ中は、會はぬと申すまでの
事に候。君はどこに不都合があるかと云ふかも知れぬが、□□社
の偽印を調製して内密に金をとつて居たことが、明かに君の不都
合を裏書するものに候。男らしくせよと云ふ君の口上が甚だ男ら
しくなし。手紙ぐらゐにては埒があくまじ、又候記者俱樂部へで
も泣付いては如何。

××氏に集金さした額も明瞭なれば、同氏へ渡した金も小生受取
つた金高も明瞭、ちつともごまかしはせぬ。社印を偽造した君こ
そ、男らしく處決せよ。

之に對して乙は更に又、

分らぬ事情があれば尙更會見の上何なりと答ふ、手紙の間答では
限なし、要は印刷所に支拂ふべき料金である。貴君と自分で解
決する義務あり。依て會見する心底なくば致方なし、帳簿は貴家
にあり、當方で分らぬ。

どうやら始めの見幕に似ず、だれ氣味になつて居る。これは最初惡
いことを云つたと悟つたらしい。其處へ目をつけたやうに、甲は、

乙に反省を促すやうに云つて居る。

お互に半年も手紙のやりとりせず居たのに、いきなり不都合呼ばりは（己の不都合を思はずに）常識ある者の仕打であるかどうかを反省して欲しい。僕はそれが甚だきしよくが悪い。

君は印刷所々々と云ふけれど、保証金の利子の方はどうする積りか、利子の方は僕一人に責を負はしておいて、印刷所だけを二人で解決しようとはあまり蟲がよすぎはせぬか、第一そんなソロバンは大正式ではあるまい。去年〇〇氏の宅で會見して帳簿を調べた時に、僕の方にまだ貰ひ分のあつたことを、君がちやーんと認めて居たではないか僕は今君に會見する要を見ない。それが君

の得策であることを、あらためて忠告しておく。

乙が、始めの要求も容れられず、却つて甲のために不都合の箇所を指摘され、加ふるに忠告までされて引さがつたと云ふのは、蓋して乙が最初に、情を激して挑戦的の手紙を贈つた結果であると思ねばならぬ。乙は初めより甲に會見することを眼目として居るのであるから、怒りを沈め、不都合呼ばりなどせず、婉曲に會見の事を申出れば、甲の方は素より會見を拒むものでないから、その要求通りに會見を承諾したに違ひない會見した上で、若し甲に不都合あらば、その時堂々と主張すればよいのに、一時の怒りにまかして筆を執つたために、乙は遂に失敗に終つた譯である。

以上は、別に模範的手紙の文として掲げたのではない。人間はさかく感情に激し易いものであるが、若しさう云ふ場合に逢ふたならば、すぐ筆を執らず、能く精神を落付けた上で認めぬと、斯の如き失敗を招くものであると云ふ實例の一として示したに過ぎない。よく注意すべきことである。

手紙を貰つて返書を出す場合が多い。例へば病氣見舞をうけて、病氣の模様を知らせるとか、依頼を受けて承諾をするとか、謝絶するとか、大體は返事を必要とする場合が多いのである。處が手紙不性の我が國の例として、容易に返書を出さぬ者もある。甚だしきに至つては二度も三度も催促をうけてから、始めて返事を出す者もある。

る。斯う云ふことは避くべきことである。手紙を受けたら、すぐ返書を認めるやうな習慣をつけねばならぬ。

又馳走をうけたる場合は、必ず挨拶をするのが禮となつて居る。この場合にも遅くなつてはならぬ。翌日か遅くも一兩日中に差出すべきものであるから、これなども心得て置くべきことである。

三、書翰文に對する名家の意見

平易明白を尙ふべし——丁寧な詞を使へ——雅俗混交
 文が一番よい——入るに易くして達するに難い——婉
 曲と云ふこと——讀み難き手蹟を自慢するな——

こゝには書翰文に對する二三名家の意見を、參考までに載せて見やうと思ふ。大町桂月氏の新體書翰の一節に曰く。茲に小生が書翰文に對する理想を申さば、書翰文は用を辨するものなり。故に平易明白を尙ふべし、一也。人に長幼貴賤の別あれば、禮を失はぬやうに注意すべし、二也。人と事柄と場合との如何によりて、大に言ひ

方を異にする所あるべきことを忘るべからず、三也。他の感情を害する言ひ方をなすべからず、四也。眞面目なるべくして眞面目、さつぱりと情を没すべくして冷靜なるべけれど、時には無邪氣に、面白く、品位をおとさぬ限りに於て、ふざけても可也、五也。

候文體をその様式とに拘泥せずして、筆路自在、眞情の流露を期すべし、六也。必しも書翰として別文體を立つるを要せず。習慣と人情とに悖らすんば、ごうかきてもよし、唯成るべく分り易く、ゆく／＼は、口語體か、もしくは、口語に近きものにしたし、さればとて目下の處、必ずしも急に候の語を用ゐることを排斥せず、七也。品性をたもち、男子は男子の氣象を發揮すべし、八也。

事柄によりてはくどくど要らぬ挨拶をせず、單刀直入、簡勁を尙ふべし、九也。文字の華と運氣とを去るべし、しかし、これは必ずしも一概に青年に強ひず、十也。女子に別に書翰文體あるを要せず、唯男は男らしき言ひ方、女は女らしき言ひ方をなせば可也、十一也。已れを欺きて妄りに氣取るべからず、十二也。と。

依田學海曰く、一體手紙と云ふものは、普通の文章や詩歌などの場合とは違つて、もどく必ず或特殊の對者に向つて話をする代りに書くのであるから、矢張り自分が直接その人に會つて話をする積りで筆を執らねばならぬ。例へば自分が其人の前で、或用談なり閑談なりをする、それと同様の意思と感情とをよく先方へ傳へるやう

口で云ふ所を文字で行けばよいのだ。つまり話す代りに書く手紙であるから、書く上には大した工夫は要らない。

但茲に少しく注意すべきは、會つて話をする時には、語調や動作やの助けに由つてさまで耳立たないが言葉づかひも、之をその儘文字に書いて讀むと、何となく露骨に角立つて聞え、先方へ不快を與へる事がある。文字で露すと口で話すとまア斯う云つたやうな相違があるから、手紙には成るべく丁寧な言葉を使つて、對者へ無禮にならぬやう心懸くべきは勿論の事、隨つて拜啓とか頓首とか云ふやうな言葉も、手紙の形式としては必要重寶な文字だ、と云つて親しい間柄の人へも左様然らばづくめで書かれては、却つて情がうつら

ないで困るが、その邊の言葉づかひの加減は、相手の親疎や自分の次第によつて、然るべく斟酌して書かねばならぬ。要するに手紙を書く時の用意は、先づその人に會つて話をするつもり、而も禮を守りて情をつくすやう、ざつと此の位の事に過ぎない。

さて斯う云ふ用意で筆を執れば、手紙は自ら樂に書ける。面白い手紙も樂に書ける。此頃流行の言文一致の手紙の如きは、普通の手紙の文體としては誠に結構であるが、然しどんな手紙にも適して居るといへない。少し丁寧に書かうとすれば御座います、でありますなど、長たらしくなるし、それを省けば野卑に聞えるし、殊に實際に行はれて居る日常の言葉の中には、随分と亂暴なものもあれば、あ

れをどしどし寫實的にやられては、例の文字で讀むのと口で言ふのと感じの上に相違のある所から、絶對的に口語その儘と云ふ譯には行かぬ。そこで私の考へる所によると、手紙の文はまア雅俗混交が一番好からうと思ふ。雅俗混交文ならば別段卑しくも聞えないし、思ふこと自由に述べられるし、又用語も比較的簡潔に出来るし、随つて如何な種類の手紙にも向き、つまり面白い手紙が書けると云ふ譯、その證據には、山陽や佐藤一齋などの手紙を讀んで見ると、實に面白い、丁度會つて話をして居るやうな感じがする。

殊に山陽の手紙などになると、漢語も交れば俗語も混るし、改まつて居るかと思ふと碎けて居るし、その癖野卑な調子もなく、さな

がら山陽の洒脱磊落な、而も眞摯な面目があり／＼と紙上に見えるやうだ。尾の道の鈴木吉兵衛といふ人の家に、山陽の手紙が大分残つて居る。それは吉兵衛と云ふ人の祖父が、山陽の懇意な友達で、皆其の人に宛てたる手紙であるが、それを見ても大抵こんな工合で尤も山陽は有名なる文章家であるから、手紙も上手に書いたに不思議はないが、兎に角手紙の文は矢張り雅俗混交文が可いと思ふ。

又土肥香山曰く。書翰文とは言ふまでもなく手紙のことで、手紙とは己の思想感情を文字に表はして、他人に傳達するもの、換言すれば他人の家に往きて、口上にて済ますべき用事を、筆を以て代理せしむるものであるから、その勢力の大なる、文字ありて以來、苟

くも文字を解するものは、手紙を認めざるはなく、上は王侯より下は庶人に至るまで、貧富を問はず、貴賤を論せず、その利澤を受けざる者はないので、或は喜びを頌たん爲めに、或は悲しみを報せんが爲めに、或は安否の消息を通せんが爲めに、或は交友の踈情を温めんが爲めに、或は萬金の取引を結ばんが爲めに、其他廣告に、報告に、訓戒に、論議に、交遊に、あらゆる天時人事のすべてを其の資料として、贈答せらるゝのである。況んや一片の手紙、數行の文字は延いてよく其の人の性格を表すのであるから、これを認むるには、十分なる注意を拂はねならぬのである。

然るに手紙を書き認むる業は、容易なることと思ふであらうが、

世上之を學ぶ人は極めて少ないが、余の見るところを以てすれば、文章の中に於て手紙ほど難かしいものはない、我が意衷を簡単に、明白に、不遜の語なく、感情を害せず、他に通じて要事を果さんとするに至りては、なか／＼に困難なることである。平素は讀みがたき文字を書して、多くその友人を苦しめたりし龜田鵬齋すら、質屋に送る手紙に至りては其文字常に平易鮮明で、或人之を評して曰く「鵬齋の無心の手紙は能く解る」と云つたとのことである。鵬齋の人事如何は暫く措き、書翰の文章の特に鮮明ならざるべからざるは論なきことである。

書翰の文章の用語は、卑俗にして卑近である。卑近卑俗の點あるがために、比較的習ひやすき文體ではあるが、その奥に達せんことは能文の人と雖も亦難しとするところである。即ち入るに易くして達するに難きものであるから、常に之を輕視せず、迅速に、簡単に法に適ひて、能く自己の意思を他に通するやう認めんことを心がけねばならぬ。

又ある人曰く。手紙を書くこと云ふことは、尙人と對面する如きものである。要は當方の意のあるところを、遺憾なく十分に先方に會得せしむるにあると思ふ。嘗て徳富氏の手紙に關する意見を讀んだが、手紙の要素は、簡潔と明快と精確との三つであると云ふやうに承知して居る。なる程この三件は極めて必要なる箇條に相違なく、

何人も固より異議を挟む餘地はあるまいが、併し自分に言はせるとこの三つのみでは盡したりとは言へまいと思ふ。いくら要事の手紙でも、婉曲といふことも、随分注意すべき事柄ではないかと思ふ。これ併し時と場合とによる話で、直截簡明で事が済む場合には、何も面倒な婉曲に云ひ廻すと云ふ必要もないことは勿論である。

例へば然るべき人より何か無心を申込んで來るとすると、これは到底應じ兼ねるが、併しスゲなく断るも甚だ心ないやうに考へられる場合があると、若しこんな場合に簡明直截的に断つたらどうであらうか、決して快い譯のものでない。それよりは矢張り婉曲に、諄々事情を説いて、なる程とその應じがたき理由に納得せしむる方が甚だ好ましいことではあるまいか。

手紙は猶對面の如くして、精神の充實することが根本の要素である。對面ならば熱誠聽者をして、覺えず容を正しうせしむるとか、或は覺えず涙下らしむるとか云ふ如くに、手紙が相手の心を動かすほごに、よく當方の精神をこれに籠めることが第一である。その婉曲と云ひ、あるひは簡單、明快、精確と云ふも、要するに當方の充實せる精神が、その場合々々に自然に適當する次第であると思ふ。手紙の文字はその、文意に不調和でない限りは、明瞭で読みやすいものが一番よいと思ふ。読みがたい手蹟を自慢で居る人もあるがこれは論外の話であるが、あまり達者に書きなぐる結果、相手に讀

めず、用が辨せずといふやうなことは往々ある。私の郷里に早書きで有名な人があつた。ある時その手紙を貰つた人が、どうしても讀めなかつたので、試みにその文字を切り抜き、その早書家に送つて讀んで呉れと云つたところが、その自身も讀めなかつたと云ふことである。

さればとて詩歌文章の添削を請ふ書面に、會社か銀行かの用箋にペン先のインキ文字で、メモルでも書くやうな無趣味の文句をならべられた日には、これ又堪つたものでない、矢張り奉書の巻紙に、優美な文句と字體を試みる方が適當と思ふ。趣味風雅のことには、趣味風雅らしき體裁がよいので、何兵衛何藏と實名ばかり用ゐねばならぬとも限らず、或は西山先生とか、東海居士とか、雅名雅號などの使用も面白いと思ふ

四、書翰文専用の文語

書翰文専用の詞——漢文風の反字——てにをば——

書翰文には過去の時を使はぬ——敬語——遜語——

人の稱呼——自他居宅の稱呼——自他住所の稱呼——

書翰文、とりわけ文語體即ち候文には、古來一種専用の言葉が多い、「致すべく」「謝し奉り」など、書くべきを、漢文風の文字を用ひて「可致」「奉謝」などとして居るのがそれである。更に例を擧げて見やう。

被下 被成 被成下 被仰付 被遊 被思召 被聞召 被下置

被遊御座 被爲入 被爲在 被爲御座在

可申 可致 可仕 可參 可差上 可被下 可申上 可被成 可

被成下 可成

不致 不申 不仕 不罷出 不在 不殘 不惡 不斜 不取敢

不過之 不洩 不申上 不被下 不得已

無之 無相違 無御座 無覺束 無際限

有之 有御座

乍憚 乍慮外 乍存 乍去 乍御迷惑 乍略儀 乍延引 乍輕少

乍不羨 乍御手數

如此 如仰 如件 如貴命 如貴諭

奉賀 奉存 奉願 奉伺 奉申上 奉謝 奉感謝

致拜顔 致延引

以手紙 以使

任來命 任御懇切

又「存じ候ふ」「致し候ふ」「仕り候ふ」と書くべきものを、送り

假名を省いて、單に「存候」「致候」「仕候」と用ゐる。即ち

存候 致候 仕候 申上度 罷出 相願度 申付置 致兼 恐悅

奉存候

などである。更に又「てにをは」助辭などを漢字で書く風がある。

「随つて」「追つて」「就きては」と書くべきを「随而」「追而」「就

而者」と書く類である。即ち

隨而 追而 就而者 然者 昨日者 左之通 今日之御祝儀 明

日迄 候得共 御座候哉 候半 宜敷 相違有間敷 申度 目出

度 屹度 鳥渡又は一寸 丁度などである。

書翰文には又、文法上の過去の時を用ゐない。例へば「昨日は態

々御光來下され候ひし處」と云ふべきを、「昨日は態々御光來下さ

れ候處」と現在であらはして居る、「御無事御着なされ候ひし由」

とすべきを「御無事御着なされ候由」と云ふ風に、過去の「し」の

字を用ゐず、すべて現在で云つて居る。此等は今日大分問題になつ

て居るやうであるが、併し急に之を改廢すると云ふことも出来まい

手紙はどつちかと云へば、忙がしい時に急いで認むる場合が多いのであるから、「下されたく」「存じ奉り候」「願ひ上げ奉り候」と長々しく書くよりは、「被下度」「奉存候」「奉願上候」と、送り假名を省いて、文字すくなく書いた方がよい。尤も「被爲御座在」と云ふやうに反字の多い場合には、「御座あらせられ」と少し長くなるが、分り易く書く方がよい。

書翰文に於ける此等の専用文字は、今日急に改廢することが出來ぬには違ひないが、併し將來長く此儘に存在するものでないから、手紙を認むる上に於て、各人相互に之を斟酌し、成るべく分りよく書きよく、そして成るべく從來の慣習に違さかるやうに書くべきであらうと思ふ。

次に書翰を認むる上に於て注意すべきことは、敬語と遜語である。敬語とは他人を尊敬するが爲めに用ゐる詞で、遜語とは他人に對し已れを卑下するが爲めに用ゐるところの詞である。敬語の形容詞は「御」「貴」「尊」などである。

御手紙 御書面 御面會 御禮 御祝 御所藏 御住所 御賢息
 貴意 貴紙 貴簡 貴君 貴兄 貴下 貴命 貴諭
 尊意 尊簡 尊堂 尊宅 尊父 尊兄 尊君

の類である。敬語の名詞としては、

仰 命 來諭 芳書 來車 來駕 芳名 雷名

の類である。敬語の動詞としては

思召され 聞召され 仰せられ 成され

の類である。次に敬語の助動詞は

れ(催され候趣) られ(似合せられ) させ(御注意せさせ給ひ)の類を云ふのである。

遜語の形容詞としては、「拙」「愚」「弊」などで、

拙宅 拙者 拙書

愚按 愚妻 愚札

弊家 弊屋 弊舎 弊店

の類である。遜語の代名詞及び名詞は、即ち

豚兒 荆妻 山妻

小生 野生 拙者 僕

の類である。遜語の動詞及び名詞は

存じ 承り 致し 仕り 恐悦 恭賀

の類である、更に助動詞は

申(御供申) 申上(御歎び申上) 奉(奉存候)などの類である。

五、書翰文組立の順序

前文——發語——時候の挨拶——安否の挨拶——本文
末文——留書——日附——署名——宛名——協附——
添書——袖書——

一箇の書翰文は前文、本文、末文、留書、日附、署名、宛名、脇附、添書、袖書などの十項から成立つて居る。

一、前文

手紙の書出しに、「拜啓、春暖の候と相成候處、皆様如何御凌ぎ被遊候や」などと書くを例として居るが、之を前文と云ふのである

この前文は、發語（又起筆の辭とも云ふ）時候の挨拶、安否の挨拶に分れて居る。

發語には

拜啓 拜呈 謹啓 肅啓

の類を用ゐる。又急ぎの場合には急啓と書き出すのである。此外に更に

一簡拜呈仕候 一書拜呈仕候 一筆啓上仕候 寸楮捧呈 敬啓

などもあるが、今日では此等は餘り用ゐぬやうである。略式の場合に前略などと書くが、これは前文を略する場合、即ち時候の挨拶も安否の挨拶も略す意味である。然るに前略と書出して置きながら、

その次へ時候の挨拶や安否を訪れるやうな書き方をやつて居る者があるが、これは誤りである。

火事、盗難、水害、地震見舞などには、發語即ち冒頭を用ゐぬことになつて居る。

昨夜は御近火にて、今晚御類焼との御事、今朝の新聞にて御地出水の事始めて承知今朝ほどの新聞にて見候へば、さて／＼御地のすさまじかりしこと

とすぐ本文にかゝるのである。又年始状にはこの冒頭を用ゐぬ。

謹賀新年 新年の御慶

とする。次に死去の知らせと悔状とは前文なしに書くのが法になつ

て居る。

父病氣の處

御尊父様御逝去の趣

などゝする。以上は發信の場合であるが、今度は返信の場合の冒頭はごう書くかと云ふに、

拜復 拜答 拜讀仕候 御手紙拜見 拜誦仕候 御紙面頂戴 御
申越の趣委細拜承 御懇諭の趣敬承仕候 本月五日附の御手紙正
に拜見 貴翰拜誦仕候

この返信の場合の冒頭は火事、水害、地震、盗難見舞の返書にも用ゐて差支ない。これは發信の場合と區別して置かねばならぬ。

時候の挨拶

六八

冒頭の禮詞につづいて、暑いとか寒とかの寒温を述ぶるを時候の挨拶と云ふのである。時候は四時折々によつて異なるものであるから時候の挨拶に於ても亦、春夏秋冬によつて異なるべきは言ふまでもない。

春

春暖相催し 春暖の候 暖氣殊の外相加はり 春暖の好時節
雪よ霜よと恐れ候ひし時節も過ぎて郊外散策の好時節
春晴喜ぶべく 雨あたらゝかに降り續き 昨今の春雨 爛熳の好時節などの類。

夏

新緑の候 いつしか花は若葉と相成 どころなく夏めきたり

たり 薄夏の時節 追々暑氣に相向ひ なか／＼の暑さ

向暑の砌 堪へがたき暑さ 暑氣漸く甚しく 甚暑の砌

嚴暑 炎暑焼くが如く 酷暑の節

秋

秋冷相催し 朝夕は餘程暮しよく やう／＼新風たち 昨

今は大きに秋めきわたり 新氣山野に満ち 朝夕はちと冷

々致し 新冷の砌 俄に冷氣相催し 夜寒の頃と相成候處

昨日の雨にて頓に冷氣相増し

冬

向寒の節 追々寒氣に向ひ候處 寒氣相催し冬立ち候しる

しにや 冬枯の空と相成候處 今朝は初雪も見え 日増に

寒氣甚しく 嚴寒の候 極寒の時節 寒氣凌ぎ難く 餘寒

六九

退き難く 殘寒甚しく 寒氣とかく去り難く
の類である。

安否の挨拶

これは時候の挨拶の次につづくべきもので、先づ先方の安否を訊ね、それから自分の安否を告ぐるのが禮式である。時々挨拶にはこの安否の消息は附物であるが、時に自分の方へ略してよいこともある。

先方の安否 益御壯健 愈御勇健御起居被遊候や 御機嫌よく被爲入候や 彌御健勝 御壯榮の御事と 皆様御揃ひ 御安泰の趣御變りも無御座候や 御勇ましく 御多

祥 御壯康 御清安 御安康 如何御凌被成候や

自分の安否 弊屋一同元氣に暮し居候間 弊家一同無事 家内中

すこぶる壯健にて 別條なく暮し居候まゝ

などである。これで前文が済んだのである。

二、本文

前文が済むと本文にうつるのであるが、手紙を書く目的は、實にこの本文にある。編者が前章まで説いたのはすべてこの本文を書く時の注意のためであつたのである。よくよく玩味し、練習を試みるがよい。

三、末文

本文の終りに書く文句を末文と云ふのである。これにはいろいろの書きやうがある。

本文の要點を反覆して收むる場合

先は御見舞まで如此に御座候 右御案内此如に御座候 吳々もよろしく願上候 右御報知申上度

て後を期しておさむる場合

何れ近日拜趨萬縷可仕候 餘は永日の時を期し候 猶拜顔の上

萬々可申述候 委細は後便に譲り申候

言ひ譯をして收むる場合

御返事延引の罪御赦し可被下候 亂筆御判讀奉願候

自分の傳言を頼みて收むる場合

末筆ながら皆々様によろしく御鳳聲奉願候 御序も御座候はば吉

澤氏へよろしく

他人の傳言を傳へて收むる場合

吉澤氏よりよろしく申上吳候やうにとの事に御座候 母よりも厚

く御禮申上候やう申聞候 愚妻よりも御無沙汰御詫び申上候やう

にと申出候

幸福をいのりて收むる場合

國家のため御自愛奉祈候 御道中御注意の程萬々奉祈候 御身御

大切に被遊候やう蔭ながら祈上申候

などである。尤も急ぎの場合とか、端書などには略する事もあるが、併し通例は書くべきものである。或はその要點を繰返す代りに「先は要用のみ」とか「右申上度」などとする場合もある。

四、留書

本文を結ぶ時の文句を留書といふ。これは他人の家へ出かけて、用事が終つてから「さようなら」と云つて出て來ると同じものであるから、必ず之を書くことを忘れてはならぬ。この留書にもいろいろの文句があるが、普通用ゐられて居るのは

頓首 敬首 敬白 謹言 再拜 拜復（これは返信の場合に限る）
不備 不具 不盡 不一 早々 草々 以上（以上男子）か

しこ めでたくかしこ（以上女子）
などある。

五、日附

月日は本文の行の上より一字ほどさげて書く、この書き方にもいろいろの式がある。

年始状の場合

大正十五年一月一日

大正十五年元旦

大正寅丙元旦

以上は正式の書き方である。

一月一日

寅丙元旦

元旦

以上は略式の書き方である。

普通の手紙の場合

二月十一日 三月三日 五月五日

以上は正式の書方である。

十一日 三日 五日

以上は略式の書き方である。

尤も後日の證據ともなるやうな注文状とか、商取引用などの手紙に

は、「大正七年二月十一日」と云ふ風に正確に、年號月日を記すべきものである。又一月 二月など記さずに雅名を記す場合もある。

これは趣味や親睦を主とする社交的の書翰に用ゐるのである。

一月 睦月 初月 初空月 祝月 太郎月 小寒 大寒

二月 如月 令月 衣更着 孟春 立春

三月 梅見月 彌生 初花月 春分 仲春

四月 卯月 櫻月 花見月 桃月 季春 晩春 暮春 花春

五月 皐月 早月 卯花月 花残月 立夏 孟夏 首夏 初夏

六月 水無月 早苗月 五月雨月 橘月 夏至 仲夏 盛夏

七月 文月 常夏月 七夕月 風待月 小暑 大暑 季夏 暮夏

八月 葉月 女郎花月 立秋 孟秋 早秋 新秋

九月 長月 萩月 木染月 月見月 正秋 仲秋 秋分

十月 神無月 菊月 紅葉月 季秋 暮秋 晩秋

十一月 霜月 初霜月 小春月 時雨月 立冬 孟冬 初冬

十二月 師走 極月 臘月 弟月 窮月 雪見月 仲冬

などである。又月日を書かすして、「初午」「紀元節」「上巳の日」

「端午の節」「明治天皇祭の午後」「天長節の夜」など、記すなども

面白い。更に又月日を記したあとへ、つづけて

四月十五日花見より歸りて

八月五日富士登山の旅装を解きて

八月十五日湖上の涼風に面をあてつゝ

十月十日庭前の菊花を眺めつゝ

十二月二十日ストーブに手を暖めつゝ

などであるが、此等は單に社會的の手紙に限らず、一般の手紙に用
ゐて面白く、讀む人によい感興を與へるものである

六、署 名

自分の名は、月日の下に書く。大きさは月日より大きく、本文
よりはやく小さく書くのがよい。これにもいろいろの式がある。

普通の場合

二月五日

黒田健次

青山眞一郎様

親密なる間柄、又は少し尊敬すべき人に對する場合

二月五日

健次

青山様

極めて親密なる間柄、又は目下の人に對する場合

二月五日

健次

眞一郎様

目下の人に對する場合

二月五日

黒田

眞一郎様

宛名に尊敬すべき人の稱呼などを用ひる場合

二月五日

黒田健次

青山先生

二月五日

健次

青山先生

一族の人に對する場合（姓は記さない）

二月五日

健次

御兄上様

一族中目下の人に對する場合

父より 兄より 姉より

などとする。それから又二人以上連名で送る場合には、左の方を第一番として、右へ並べて書くのが今日の式になつて居る。

三郎

二月六日

二郎

一郎

御父上様

七、宛 名

先方の名前は、本文より半文字さがり、月日より半文字あがり位に書く、これにも全部を記す場合と、一部を記す場合とがある。例へば普通は「香山春樹」と記し、親密なる中か、少し尊敬すべき人

には、「香山様」と姓のみを記す。極めて親密なる間柄、又は少しく目下の人には「春樹様」と名のみを書き、尊敬すべき人には稱呼を書くのである。即ち

香山先生 香山閣下 香山少佐殿 香山校長殿 香山町長殿

の類である。同姓の一族にして目上の人には

御父上様 御母上様 御兄上様 御姉上様

と稱呼のみを書くのである。

宛名には「様」とか「殿」とかの尊稱の詞を用ゐねばならぬ。これにもいろいろと書きやうがある。

様 殿 君 兄 貴兄 尊兄 大兄(以上は朋友の間に用ふる)

詞兄 詞宗（以上文を以て交はる友に用ゐる）老臺 尊臺（以上は文を以て交はる友又は最も尊敬すべき人にも用ゐる）

八、脇 附

宛名の左傍に低く書き添ふる文字を脇附と云ふのである。これは略する場合もあるが、併し用ゆるのが禮式である。目上の人への手紙には、必ず附すべきものである。

執事御中 御執事 侍史 侍曹 座右 座下 梧下 机下 玉机下 梧右 玉案下 研北 尊下 御膝下 御人々 御許 御前

九、添 書

脇附の次に、本文を補ふ爲めに「猶々」かと「追啓」とか書くこ

とがある。これを添書又は猶々書とも云ふのである。その書き方は本文より少しだけ、宛名より少し上げて、心持小さく書くのである。猶々（尙々） 追て 追啓 追白 追伸 二伸 二白 再白 再啓の類である。

十、袖 書

猶々書に書き残したるか、又は餘白の紙を切つた後に、思ひ出したことなどを、本文の前のあきの處に書き入る場合がある。之を袖書と云ふのである。これは猶々書よりも更に小さく書く。併しこれは正式でないから、一般に用ゐてはならぬ、極く親しい間柄の場合にのみ用ゐるのである。

これで手紙の書き方は終つたのである。更にこゝに一つの手紙を掲げ、各項を實地に示して見よう。

(袖書)

尙々田狸兄をも御誘ひ被下度奉願候

(發語)

拜呈

(時候の挨拶)

春寒今に退き兼ね候折柄御清榮御起居被成候御事と目出度奉存候私宅は御蔭様にて一同元氣に暮し居候間、他事ながら御放念被下度候(以上は前文)

(本文)

扱て本日は國民擧つて祝すべき一大記念日と存候間御同好諸君と共に一會相催し君が代の曲に代へて酌む盃のとりとりに祝ふ心のかすくを神の御前に捧げ申度、何事も御縁合の上午後早々拙宅へ御光來被下候はば本懐之に過ぎず何卒御賛成奉願候兼題は遠山雪來會の諸君は例の芳水紅翠の君達に御座候餘興に薩摩琵琶二三曲御清聽に入れたき所存に付御家族様方御引連被下候はば更に妙なり

(末文)

(留書)

右御案内申上候

敬白

(日附)

二月十一日

(署名)

黒田健次

(宛名)

青山真一郎様

(脇附)

机下

(添書)

二伸 過日ちよつと拜見致候日露戦史御秘藏にて恐縮に候
へども一兩日御恩貸下さるまじくや願試候

六、書翰文の用紙と書式

本紙の用紙——書體——墨色——前後と天地——字配——
封筒の用紙——書式——脇附——端書の書方——はがきに
脇附は要らぬ——

書翰文を認むるには、用紙や書式などを一通り心得て置かねばならぬ。平易簡明な文章が出来ても、之を認むる上に於て缺くるところがあつては、何にもならぬ。左にこれを述べて見やう。

一、用紙 用紙は半切が正式である。年始状とか婚禮の祝などには、奉書の折紙を用ゐるもよい。色は白でも赤でも、或は畫などが入つたものでもよいのである。併し梅状の如き悲しみを帯びた場合

には、華美な色や晝入のものは使つてはならぬ。又婚禮の時は白がよい。紙質の薄き粗末なものは、鄭重なる手紙には適せぬものである。

二、書體 手紙の文字は、草書か行書で認める。真書や鉛筆で書くことはなるだけ避けたがよい。そして假名は、片假名より平假名を用ゐる方がよい。文字の書きぶりによりてその人の心の中まで知られるものであるから、手紙の文字は決して忽せに書いてはならぬ。彼の鎌倉時代の名高い婦人阿佛尼が、紀の内侍に訓へた文中にも御手など、かまつてく美しく書かせ給ひ候へ、手のすぢは心々に好み、をりに従ふことにて候へば、ともかくも定め申しがたう

おぼえ候、はかなき筆のすさびにて、人のほともおしはかられ、心のきはも推しはからるゝことにて候。

と云つて居る。よくく注意すべきことであらう。

三、墨色 同じ行の中ほど、又は毎行同じ高さのところ、墨つきするのは見苦しいものであるから、これは避けた方がよい。次に又先方の代名詞や尊稱、例へば貴兄、貴下、先生、閣下などは、之を離して墨をつがぬは勿論、墨を新にして大きく書くやうに注意するがよい。

四、前後と天地 用紙の前後は、一寸五分乃至二寸の餘白を置くのが法式で、天地はおよそ二字位あけて書くべきものである。

五、字配 古來忌まれたる重なるものは、熟語、人名、地名を二行に跨げて書かぬこと。宛名の人の代名詞（貴下、尊兄、貴君など）は成るべく行の始めに大きく書くこと。當方の代名詞（小生、拙者、私など）は小さく記すこと。（候）と云ふ字は、行よりも少し位横へ出ても、その行の末に收め、次の行の初めに書かぬやうにすべきことなどである。

此外、日附、署名、宛名、脇附、添書、袖書等の書式は既に前に説明してあるから、こゝには略して、直に封筒の用紙と書式について述べることにしやう。

一、用紙 封筒の用紙は、色や畫などは、前の用紙に準じてよい

紙質は成るべく丈夫なものを選ぶがよい。

二、書式 宛名は封筒の表面の真ん中の上より、楷書で正しく筆太に書く。そして使に持たせ遣はす手紙の外は、誰にも姓名を書くのである。尤も

青山先生 青山閣下 青山御内政様

などとするもよい。

自分の名は、宛名の同じ行にさげて書くもよく、又裏面の下の方に真ん中又は左か右かへ少し寄せて書く、これも亦使に持たせてやる場合の外は姓名を記すべきものである。

郵便に附するやうな場合には、肩書即ち住所とか又は差出したる

場所を記さねばならぬ。

九四

正式に書けば

何縣何郡何村何番地

何國何郡何町何番地

などゝする。併し自分の方を略してもよい。

東京より ● 上野停車場にて 帝國大學にて

尤も返事が必要とする場合には、たとへ先方では當方の住所を知り居るにしても、受取人の姓名簿などを探る手数を省かせる爲めに明らかに住所を記した方がよいと思ふ。

寄留人、止宿人などの場合には

自分の方 何某方 何某内

先 方 何某様御方 何某氏御方 何某様御内 何某

氏御内

止宿所が旅宿などの場合には

何某氏にて 何某館にて

三、脇附 封筒の脇附は、本紙のやうに侍史とか、坐下とか、栢右とか書くこともあるが、必要によりては、

親展 親剪 御直披

などゝし、急ぎの場合には

急 至急 大至急

九五

など、し、平穩の手紙には

平安 無事 平信

など、する。それから返事の場合には

貴酬 貴答 御返事

など、する。

次に封じ目には「ㄨ」「封」「緘」などの文字を用ゐる。普通は「ㄨ」でよい。金子入又は要用の手紙には、「封」「緘」の文字を用ゐ、認印を押すのである。月日は自分の名の上に記すもよく、左に寄せて書くもよい。

端書の書方

はがきは、紙面の廣さが一定し居るものであるから、その面にはまるだけの文句を考へて書かねばならぬ。半切なれば、その用に應じて長くも短くも書けるが、はがきはさう云ふ譯には行かない。随つて短ければ筆太に書き、長いものなれば細かく書くと云ふやうに體裁よく認むることに注意せねばならぬ。

前の方二三行で終り、半分の餘も白くして置くのも體裁が悪いしさうか云つて書き切れなくつて末の方になつて、文字がだん／＼少なくなつたり、或は行と行との間へ書き入れたりするのは、甚だ見苦しいものである。故にはがきの文句は、なるべく簡潔にして、要領を得るやうに認むることが肝要である。

慶賀の手紙

結婚を祝す

謹啓 黄鳥梅枝に囀づるの候、益御清安奉大賀候。

さて此度は御子息様御事、御良縁を得られ梅村氏の令嬢園子様と近々最上吉日を以て御婚儀御整へ被遊候趣、千鶴萬龜目出度奉存候。園子様は御容姿と申し御才藻と申し、且萬事に御行届なされ候故、學校中にも御評判一方ならざる事と承り居候へば、御家風に叶はせられ、御家門益々御降盛の御基と大慶之に過ず候。御袴地一反、甚だ輕少には候へども、聊か祝意を奉表度、幾久しく

御受納被下候はば本懐の至りに候。

草々頓首。

同返事

尊書拜見 悴婚儀相整へ候につき、態々御丁重なる御賀章竝に御袴地御祝ひ被下、本人の幸福身にあまり難有奉存候。婚儀は本月二十五日、その翌日披露の小宴會相催し度存居候。何れ御案内可申上候へども、その節は必ず御光車被成下新夫婦への御訓戒よろしく奉願候。右御答禮のみ。拜具

友人の結婚を祝ふ（口語文）

久しく相愛のお仲であつた園子様と、いよいよ来る二十五日の吉辰を卜して成婚の御儀式を済まされるさうですが、誠に目出度う存じ

ます。日頃秀才の譽の高き君と、而も名花の如き園子様との御結婚は眞に天與の良縁です。友人の私にとつても嬉しく存じます。鯉節一連、これは御歡びの印までの、ほんの私の志です、御納め下さらば仕合せに存じます。

同返事

園子と私との婚禮に際し、特に御懇ろなる御狀並に鯉節を御祝贈下さいまして、誠に感謝に堪へませぬ。不肖なる私を御友人の一人としての御言葉は、深く／＼肝に銘じて忘れませぬ。尙婚禮の當夜は、是非御尊來の榮を賜はり、私及び私夫婦のはえある誇りと致したいと存じます。

家督相續を祝ふ

肅啓 益御壯榮の段大慶の至りに奉存候。今般御令息様御家名御相續の由奉欣賀候。御令息様には豫て御俊才に渡らせられ候へば、萬事御都合よろしく、向後一層御昌榮の御事と奉恐察候。此品聊か賀意を表したく献上仕候。御笑納被下候はば大幸の至りに奉存候。先は御祝詞まで。謹言。

同返事

芳墨拜誦 愈御多祥奉賀候。

此度豚兒に家督相續致させ候につき、態々御家來を以て御祝辭を賜はり候のみならず、結構なる御品御惠贈に預り、御厚情千萬忝く奉

謝候。爾後從來の御愛顧に倍し御引立被下度偏に御願ひ申上候。先は御禮旁如斯に御座候。餘は拜趨萬縷仕るべく候。再拜。

出産を祝す

前略。承り候へば御令政様御事昨夜御安産の趣、殊に此度は玉の如き御男子との御事、千萬恐悦至極に奉存候、輕少なからし。

御産衣 一反

生魚 二尾

御祝ひの印までに進上仕候。尙拜芝萬々御祝詞可申上候。恐々頓首

同返事

復啓 唯今は御使を以て御祝詞被下、殊に見事の御反物御生魚まで

頂戴仕親子の面目之に過ぎず、難有拜受萬々御禮申上候。幸に母子共至極健康に御座候間、憚ながら御安心被下度。先は御請まで如斯に御座候。貴酬。

病氣全快を祝す

先達は流行性感冒にて御就蓐と拜承、蔭ながら御案じ申し、御見解にと存居候處、早や御全快の趣、何はさておき大慶此事に奉存候。申すまでも無之候へども、未だ春寒去らず、御病後の御攝養を吳々も奉祈候。後ればせながら、

鶏卵 一折

呈上仕候。餘は拜顔の上にて萬々申可述候。不一。

同返事

拜復 唯今は御手紙と共に鶏卵澤山御祝贈被下、御芳情奉萬謝候。風邪ぐらゐはと例の空元氣に任せて無理を致せしが、飛んだ禍をなして苦み申候。本日などは殆んど平生の自分に返へれるの心地も致候へども、御言葉もあり、旁から元氣と云ふものには閉口仕候へばこゝ二三日籠城と定め申候。末筆ながら御家内皆々様へもよろしく御傳へ被下様、御願ひ申上候。草々頓首。

病氣平癒を祝す（口語文）

忠夫君、

僕は御大病であつた君が、意外に早い御本復と聞いて、實に衷心か

ら喜びを禁じ得ない。今朝武林君が遣つて來ての話にも、最早や御血色も平生よりよろしく御爲りとの事、まだ實際拜顔を逃げぬ身にとつても心が躍る。御家内御一統様の御歡びと御安心とは、嗚かしく御察し申切れないほどだ。

雨降つて地かたまるとか云ふこともあるから、是から一入衛生に御注意怠りなく、却て今までより御壯健になられる事と思ふ。明日は午後あさひつて親しく御機嫌をうかがう積りで居る。

同返事

精二君。

君にも種々御心配を掛けて濟なかつた。御蔭様で元通りのからだに

なつたが、全く不養生には懲々した。手後れとならなかつた丈が、まだ命のあつた譯と思へば、今後の嚴重な養生節制などは、何の難作もないと思ふ。

仰せの通り雨降つて地固まるで、まだ天に見捨てられず、平生の不養生に對して、今度の病氣は天から下し賜はつたよい訓戒であつた。まだ外出は出来ぬが、話は自由だ。明日の君の御出でを樂みに、今夜はゆつくり眠ることが出来るだらう。

入學を賀す

拜呈。承り候へば高等學校入學試験に首尾よく御合格の由、誠に欣羨に堪へず候。近年同校入學志望者は募集人員の數倍に出て、入學

却々困難のよしに「き及び居候處、唯一回にて見事の御成功は全く平素御勉學の賜物と肝名の外無御座候。御入校の上は猶一層御奮勵なされ、吾が同窓の名譽を御發揮可被下候。先は御祝まで。敬具。

同返事

拜復。今回高等學校へ入學致候につき、早速御祝章を辱ふし難有奉存候。高等學校は中學時代よりの志望なりし故受験仕候處、僥倖にも合格いたしたる次第、御賢察被下度候。此上は精々勉強可仕候へども、同窓の名譽など、御推賞被下ては却て耻しき事に御座候。向後も何卒萬事御指導被下度奉願候。先は右御禮まで。不盡。

卒業を賀す

追日暖氣に相向ひ候處、愈々御勇健、奉大賀候。

承はれば先般早稻田大學を優等の御成績にて愈々御卒業被遊候由、誠に出度奉祝候。今後は社會有用なる一員としての御活動、前途の好望眞に慶福すべき事に御座候。申までも無之候へども、今や修業時代より御實行の社會に被爲入しだけ、御苦心も尋常にはあるまじと存申候。併しそこが所謂大名を馳する所かと思はれ、耐忍以て最後の大勝を博され度、只管希望に不堪候。先は不取敢書中を以て御祝詞申述候。草々頓首。

同 返 事

いつも御無沙汰に打過ぎ、御詫び申上候

此度は早稻田大學卒業につき御祝ひの御手紙被下、難有幾度も〱拜見仕候。いつにかはらせ給はぬ、御友情、誠に嬉しく存申候。御言葉の通りいよ〱實行の社會に入る譯にて、何となく空恐ろしさを覺え候。此上どもの御指揮を仰ぎ度く、豫め御願ひ申上置候。明後日は御疎濶御詫び旁拜參、萬々可申述候。先は御禮まで。再拜。

就職を祝す

拜呈。今回御卒業間もあらせず、京城の某會社に御赴任の由拜承、多年の御宿望首尾く御達被成候御事、奉欣賀候。朝鮮の地、素と悪水多く、往々初度の渡航者をして困憊せしむる事却々尠からざる趣承知致居候。此邊に折角御注意拂はれ、以て久し

く鍛へ上げられし御手腕を振はれ度、希望いたす處に御座候。先は聊か祝意を表したく如斯に候。拜具。

同返事

拜復。今般京城某會社に就職致候事御聞き及ばれ、早速御親書を賜はり難有奉存候。不才能く職分に堪ふことを得ば實に僥倖に有之候。希くば時々御心付の點、御教示仰ぎたく存申候。餘は拜趨萬縷可仕候。敬白。

入營を祝す

向寒の折柄、益御元氣奉恭賀候。

來る十二月一日愈近衛師團に御入營の由、國家のため大慶至極に奉

存候。兵役は國家の義務にして、又男子の進んで赴くべき處なるに動もすれば、之を忌避する青年の有之を見るは、確に國家の不祥事に候。此種の青年は畢竟するに兵營生活を誤解せるものにして、小生の經驗を以てすれば、兵營内の日常生活は、世上噂する如きものにあらず、各種階級の人々一團となりて宛然子供の如く、ただ喰ふ事と寝る事とのみを思慕する無邪氣なる生活に御座候。その證據には一度兵營生活を受けたる者は、何れも筋骨メキ／＼と發達せるに徴しても相分る事かと存候。尤も入營當初は萬事規律的命令的なるが苦しく候へども、少し慣るゝに従つて、貴重なる精神修養なりと體得するに至るものに御座候。

御留守中は友人等と共に及ばすながら御世話申上ぐべく候間、御氣遣なく御勤務專一と奉存候。尙御出立の節は停車場まで御見送可申上候。先は御祝ひまで如斯に御座候。以上。

開店を祝す

新緑滴るの候、益御清榮奉賀候。

兼て御話に承り居候御計畫、御準備殊の外早く御整ひにて、愈御開店の由大慶此事と奉祝候。尾張町一丁目は目抜の場所柄、殊には此方面には御素養深き大兄の御事故、御成功御繁昌期して待つべしと奉存候。

粗酒 一樽

聊か祝意の印に御座候。餘は拜眉に譲り申候。恐々頓首。

同返事

拜復。仰せの如く向暑の時節、愈御機嫌よく御暮し被遊大慶至極に奉存候。

唯今は態々御使を以て弊店開業の御祝ひとして、御祝辭竝に美酒一樽御惠贈に預り千萬忝く頂戴仕候。當方より早々御報告申上、今後御引立を御願可仕の處。開店早々且は諸事不慣の事とて忙殺せられ失禮仕居候段、何卒御許被下度候。

此品は開店の紀念品に御座候。一向粗末なるものには候へども、御笑留被下度祈上候。

先は略儀ながら御使に托し御禮まで如此に御座候。草々不備。

見舞の手紙

寒中を見舞ふ

拜呈。一寸參上可仕の處、俗事蛸集意外の御無沙汰奉謝候
さて當年は寒氣殊の外厳しく候處、皆様御機嫌よく被爲入候や。拙
宅いづれも無事に候間、餘事ながら御安心被下度候。猪肉少々、今
日遠地よりの到来にまかせ御福分までに進上仕候。
此頃流行性寒胃も甚しき由につき、折角御自愛を奉祈候。敬具

同返事

復啓。小生こそ却て御無沙汰勝御海容を祈り申候。

貴命の如く大寒に御座候處、益御勇勝御起居の趣奉大賀候。幸にも弊屋一同元氣に暮し居候間、御放念被下度候、猪肉澤山はるく御惠贈被下、殊に御遠來との御事、淺からの御志のほど千萬難有頂戴仕候。先は御請まで申上候。近日參上萬々御禮可申上候。不宣。

寒中兩親を見舞ふ

本年は三十年來の嚴寒なりと隣の老人申居候ほどにて、當地の如き暖地にてすら毎朝厚氷を割るの仕末、御地は尙ほさらと存申候。御兩親様始め皆々御變りも在らせられず候や。殊に御母上様の御持病いかがにやと御案じ申上候。私事いつも元氣にて通勤仕候へば、慮外ながら御休神被下度候。

獸肉一罐木村屋のビスケット少々差上申候間、御笑味被下度、尙御序の節田安の叔母様へもよろしく御傳へ被下度候。拜具。

同返事

寒中御見舞として獸肉竝にビスケット難有頂戴仕候。

仰せの如く却々の酷寒の折柄益御元氣の由祝上候。當方御兩親様を始め一同壯健、殊に母上様には例の御持病も起らず皆々にこやかに暮し居り候間、御安心被下度、父上様に代り小生より申上げ候。拜具

寒中友を見舞ふ (口語文)

吉葉君。

今年の寒さはどうです。寒烈肌を裂くとはこんな寒さを申すのでせ

うか。雪國の御地はごんなかと御察し致します。皆様御無事ですか。私共はいづれも元氣で暮して居ります。兼々御配慮に預りました妹。咲子などは、今年は別して元氣です、御安心下さい。

同 返 事

上原君。

僕はいつも「冬は寒い奴さ」と皮肉つて居たが、今年ばかりはそんな音は出ません、實に驚いた寒さです。君を始め皆様御元氣この事。また咲子様はいつもに似ず、大元氣のよし、御歡びを申上ます。私達は幸と無事で暮して居ります。皆様へもよろしく御傳へ下さい。

餘寒を見舞ふ

一筆啓上。殘寒今に甚しく候處、御一統様御障りも在らせられず候や。弊宅一同無異、御安心被下度候。あまり御無沙汰に相成候につき、先達より一寸御見舞をと存じながら、近來何彼と忙殺され、ついでに御疎濶に打過ぎ、赤面此事に御座候。先は失禮ながら紙面を以て御見舞旁々御詫びまで申上候。不一。

同 返 事

尊書忝く拜誦。毎々御心に掛られ御尋ね被下難有奉存候。節分後四五日は暖く春めきわたり候ひしに、又々さえかへり寒威凜烈の空と相成申候處、益御勇勝、何よりの御事と御祝ひ申上候。近日晴天にも候はば、御散歩がてら御曳杖御待申上候。拜復。

梅雨を見舞ふ

寸楮拜呈。例年の事とは申しながら、近日雨しよぼくと降りつづき誠に困り入り申候。皆々様如何にや、御伺ひ申上候。田舎の知人よりの手紙に據れば、まだ値付もいたし兼ね候處有之、唯々時間を待つのみ由、何地も同様の事と存候。先は梅雨中御伺申上度如此に御座候。以上。

同返事

御書難有拜讀仕候。日々の鬱陶しさ御同感に御座候。御家内様益御壯康奉賀上候。拙宅いづれも頑健、御安心被下度候。御閑暇も候はば御來遊被下度、御待申上候。先は御答まで。不悉。

暑中を見舞ふ

酷暑の折柄昨今如何御凌ぎ被成候や、隆君は今年も海へ御出掛にや私宅は弟長野へ旅行、妹は三年振りにて歸省するなど無人の夏に候へども、御蔭様にて元氣よく暮し居候。

葛素麵一折、輕少ながら御見舞の印までに進上仕候。餘は近日拜顔萬々可申述候。草々頓首。

同返事

當方よりこそと存候處に御書面戴き恐縮に奉存候。貴意の如く土用に入りし以來酷烈の炎熱に御座候處、益御清安奉恭賀候。拙宅幸と無事に候へば御安意被下度候。隆は御察し被下候如く九十九里の海

へ出掛け申候。

さて暑中御見舞として葛素麵一折御惠贈被下、忝く頂戴仕候。何れ
參堂御禮可申上候。敬白。

暑中友人を見舞ふ (口語文)

横瀬君。

この一兩日は何と云ふ暑いことでせう、石も金も土も蕩けさうです
相變らず御研究ですか、御羨しく存じます。僕はすつかり暑中にあ
てられて閉口垂れて居ります。御暇もありましたら、夕景から御出
掛け下さい。兄の御好きな葛素麵をどつさり御馳走いたします。田
山君に御會ひでしたらよろしく御傳へ下さい。

同返事

田澤兄。

この暑中は御同感です。兄が暑中におあたりとは、鬼に霍亂とでも
申すべき事、何はともあれ折角御大事になさい。僕は御蔭様で健在
です。例の調べ物も明日一ぱいで終わりますから、明後日は屹度御邪
魔にあがります。葛素麵と承つては、とても參らすには居られませ
ん。さよなら。

病氣を見舞ふ

其後は御見舞も不申上候、御尊父様は如何被爲入候や。兎角く不順
の時候にて、強壯の若輩すら動もすれば病魔に侵され勝に候間、別

して御老體には御注意御加養の程祈上げ申候。

此節は爰て御承知も之あるべく、島家製よし館に御座候。御氣に入候は、何時にても御取次可申上候。先は御見舞まで。頓首。

同返事

復啓。父の容體御尋ね被下、御親切の程難有奉存候。御蔭様にてこの一兩日は大變によろしく、此調子にて進まば門外散歩も近日の事と、當人も非常に歎び居申候。慮外ながら御放念被下度候。島家のよし館、貴意に掛けさせられ態々御恵み被下、千萬忝く、父よりも厚く御禮申上候様にと申聞けられ申候。謹言。

友の病氣を見舞ふ (口語文)

この四五日と云ふものは少しも御見舞にあがりませんでした。その後の御経過はどうです。先日伺つた時の柏木醫學士のお話では、これで骨折つた甲斐があると大變喜んでお出でしたから、此上とも一層御精養を祈ります。追々すす風も立つて参りました、あなたの御病氣のためによい氣候だと、家中喜んで居ります。どうぞ一日も早く以前に増したあなたにならるゝ事を、謹んで祈ります。

同返事

毎々御尋ね下さいまして有りがたう存じます。先日お出で下さいました翌日あたりから、漸く粥を喰べらるゝまでになり、そのせいか

自分ながら幾分元氣も出たや、に思ひますし、また醫師もよい順調で快復期に進んで居るからとの事ですから、どうぞ御安心下さい。一日も早く快くなり、そして御禮にあがります。御家内皆々様へもよろしく御傳へ下さい。

怪我を見舞ふ

前略。承り候へば御合息様御事。御奉務中御怪我被遊候よし、誠に驚入り申候。御傷痕いかがにや、折角御加療の程奉祈上候。

鶏卵一折、些少ながら御見舞の印までに呈上仕候間、御笑納被下度候。尙近日參上御見舞可申上候へども、不取敢書面を以て御伺ひ申上候。以上。

同返事

拜復。豚兒義負傷につき、早速御見舞として御狀並に鶏卵一折御惠贈被下、千萬難有拜受仕候。當座は非常に相苦み、爲めに人事を失し候までに有之、一時は如何相成るべきかと心痛いたし居候處、御蔭様にて昨日來は大に痛みも減じ、且つ醫師の言によれば随分重大なる怪我なれども、壯年の事故全癒も幾分速なるべしなど申され候間、何卒御安慮被下度候。先は御禮まで。不備。

洪水を見舞ふ (一)

今朝の新聞紙によれば、御地方は數年來なき大洪水にて橋梁の墜落家屋の流失は申すまでもなく、人畜の死傷も少からざる由、一方な

一三八
らず、驚愕仕候。貴家御様子如何に候や。無論御恙なきことゝは存候へども、何分遠路の事とて詳細の實況を知るに由なく、一同御案じ申居候。不取敢御尋ね申上度如此に御座候。草々。

同返事

御手紙拜見仕候。當地洪水の事御耳に達し、御丁寧なる御尋ねに預り難有奉存候。被害の状況は追々新聞紙上にて御承知相成るべくと存じ、態と差控申候。拙宅は幸にして家財の流失等もなく、一同無事に御座候間、他事ながら御安心被下度候。先は混雜中御答まで申上候。貴酬。

同 (一)

この二三日來暴風雨にて、御地のあたり大分出水の御様子、御宅は如何にやと御案じ申上候。水神の森の堤防もよほど危険の由、早速御取り片付の上、當方へ御越しなされてはと希望致候。先は御見舞旁々右申上候。以上。

同返事

出水につき、わざわざ御使を以て御見舞被下、御芳情奉萬謝候。一時は水神の森の堤防危殆に陥り候程の騒ぎにて、何れも一階又は屋根住居に候處、唯今にては減水一方にて今朝より一尺の餘も引き、此分ならばと一同胸を撫で申候。餘は拜面に譲り申候。不盡。

暴風を見舞ふ

昨夜は近頃稀なる大暴風に候處、御宅にては御被害はなからじやと御案じ申居候。私宅にてはこの春植込みし櫻の樹二三本折られ、湯殿側の板塀少々破損を蒙りたる位にて濟み候間、御安心被下度候。早速御見舞可申上の處家事取込み居候につき略儀ながら書中を以て御伺ひ申上候。草々。

同返事

拜復。仰せの如く夜前は非常の狂風に候處、早速御見舞被下奉萬謝候。弊宅は風當り案外に少なく、板塀を少々吹き傾けられ候ぐらゐにて相濟み候へども、御方角は風力殊の外強烈なりしと見え、種々

の御損害御迷惑奉恐察候。實は小生よりこそと存候處に、却て御尋ねを戴き、赤面此事に御座候。後刻參上萬縷可仕候。拜具。

近火を見舞ふ

昨夜御近火にてさぞ〜皆様御驚きなされ候事と奉恐察候。幸と風もなく水も早く廻り御隣家にて鎮火相成、御幸福のほど奉賀候。實は夜前生憎と不在にて御見舞にもあがらず、失禮の儀は御海容被下度候。

只今參上仕らんと存候處に客來にて其意を得ず、遺憾此事に御座候粗酒一樽御歡び且つ御見舞の印までに差出し候間御笑留被下度候。先は右申述度如此に御座候。謹言。

同返事

二三

御手紙拜見仕候。昨夜の近火につき態々御使下され千萬忝く奉存候一時はどうかと思ひ候處、幸ひ隣家の爲辛じて免れ候事、天祐冥助と感謝いたし居り申候。右御歡ひ且つ御見舞として美酒一樽御惠贈被下、折角の御救助と難有御禮申上候。取込中亂筆御判讀可被下候

拜復。

類焼を見舞ふ

今曉御類焼のよし、唯今出入の植木屋より承知、意外の御罹災驚入り申候。御一同様には御怪我等もなく御立退きなされ候哉。後刻御伺ひ可^レ上候へども、不取敢使を以て御尋ね申上候。

醬油一樽、甚だ輕少には候へども、御見舞の印までに呈上仕候。尙此者相應の御用向も御座候はば、御斟酌なく御使ひ被下度、書外拜顔に譲り申候。敬白。

同返事

今曉類焼につき早速御見舞並に醬油一樽御惠投被下、難有拜受仕候何分御承知の通りの烈風、ことにすぐ風下に當り候事とて、家財道具大半灰燼に歸し候へども、幸にも一同無事にて左記の處へ假住仕候間、餘事ながら御放念被下度候。

尙は御家來御貸與ありがたく、御詞にあまへ、後刻まで拜借仕候。是又厚く御禮申上候。拜酬。

二三

盗難を見舞ふ

一三四

昨夜は盜賊數名亂入の御災難に罹らせられ候趣、誠に驚入り申候。さるにても御家内様には御怪我等無御座候趣にて、何よりの御事と奉賀候。實に油斷のならぬ時節柄さぞ御迷惑の御事と奉恐察候如何の御模様によと、失禮ながら書面を以て御見舞申上候。頓首。

同返事

芳墨拜見仕候。唯今は盜難御見舞に預り忝く御禮申上候。實は昨晩は少々調べ物にて深更に及び、漸く就寝いたし候折柄、どや／＼と裏口より亂入いたす者有之、而も彼等はいづれも抜刀にて直に寢室に參り候事とて手配の暇もこれなく、且は老人小供等に怪我致させ

候ては不相成と考へ、彼等のなすがまゝに相任せ候事、誠に殘念の至りに存候。彼等は素より頭巾を以てかたく面を包み居候へば、其の容貌は知るに由なく候へども、其の舉動より推考いたすに、よほどの強賊と相見受け申候。早速その筋に訴へ置き候に付、その内天網に懸り可申事と存居候。何卒皆様へもよろしく御鳳聲奉願候。

拜眉。

音問の手紙

人の安否を訪ふ

一書拜呈。春暖の折柄御宅いかが在らせられ候哉。定めし皆様御安

一三五

寧の事と奉存候へども、爾來打ち絶わて御様子も伺ひ不申、ことに今年是不順の爲めにや處々に悪性の感冒流行いたし、新聞紙上にて承り候へば、御近傍にも二三名の患者有之よしに驚入り申候。豫て御養生深き尊宅の事故、決して御異状なき事とは確信致候へども、一同御案じ申上候。尙拙宅無事、幸ひ界限に流行病も無之候へども十分豫防方法を講じ居候間、他事ながら御配慮被下まじく候。餘は拜芝萬々可申述候。謹言。

同返事

尊墨拜誦。當方こそ申譯なき御無沙汰致候。

仰せの如く今春は悪性の感冒蔓り心地あしく暮し居候處、過日來隣

町に二三の患者發生、各注意に怠りなく豫防の折柄御心に懸けおたづね被下、御懇情千萬奉鳴謝候。其後新患者の噂も無之、拙家何れも舊の如く頑健に暮し居候間御放念被下度、尙末筆に相成候へども御全家様益御機嫌よくわたらせられ奉賀候。先は御禮かたぐ、御答まで。頓首。

花咲く樹の下にて (口語文)

佐藤兄。

あなたと相見ぬこと五年、すつかり都人となられた事でせう。併し時々はこの村の春を想ふて下さい。あなたとよく遊んだ此河の畔櫻樹は春に逢へばひとりでに咲き誇つて私達を喜ばして居ります。實

に花は櫻とはよく云つたもので、何時來て見ても厭氣の出ないのはこの花です。櫻咲く國に生れた私達眞に幸福だと、私はこの花に接する毎に感謝して居ります。私は今も此處へ來て太い根方に腰を据ゑ、右顧左眄、花の美を縦にして居る處なのです。

今日はのんびりした日です。いつであつたか今日のやうな日に、あなたと御一緒に雲雀啼く野に腹ン這して、將來を語り合つた幼い時代が想ひ出されます。それもほんに昨日のやうに想はれるのに、今あなたは都に在つて最高學府に學び、二年を出でずして學士號を名乗るの人だと思ふと、全く夢のやうな氣がいたします。私は依然として窮措大、年々歳々この花は同じですが、人生の社會の境遇と云

ふものは、決して同じぢやないものと見えます。

御宅の皆様はいづ方も御壯健です。私共も幸と元氣に暮して居ります。ちと都の御近況を御洩し下さい。

暮春友の許へ

九十の春光も往き、漸く初夏を彩るべく、鄉村の山々も綠葉の滴るを見、川にも滾々と清水の流出を見るべく、轉た慕郷の念に心亂るゝを覺え申候。その間に大公望を氣取る大兄は幸福也と、健羨に堪へ不申候。當地も漸く夏を装はんといたし氣早やの連中はもう夏帽をさへ戴き居候。小生はまた例の夏瘦することかと、今より心を痛め居候。この暑中休暇には歸省いたし、大兄と共に涼風に面して語

らばやと樂みに致居候。晝は山に河にと、夜は月に螢にと行を共にするを只管に憧憬いたし居候。御健在を祈上候。不一。

兩親の安否を訪ふ

謹啓。漸く暑氣に相向ひ候處、御兩親様益御安泰御起居遊ばされ、大慶此事に奉存候。次に私事上京以來極めて壯健、一度も通學を廢したる事なく勉強いたし居候間、御安心被下度候。今年の進級試験には及第いかかと私かに心配致居候處、幸にも及第いたし、而も成績佳良に御座候間、別表御目に懸け申候。御暇の節御一覽被下度、尙御尊體御自愛專一と奉祈上候。敬具。

御無沙汰せる兄へ

拜呈。御分袂以來久しく御疎遠に打過ぎ、偏に御海容下さるべく候兄上様には御起居御安康に在らせらるべくと奉大賀候。次に當地御兩親様始め一同元氣にて暮し居候間、憚りながら御休神可被下候。殊に御老親様には、昨今頗る御健康にて相變らず庭園に出で、は庭木の手入に夢中の體に御座候間、御配慮下さるまじく候。御閑暇の折は時々御狀況御知らせ被下度候。先は御疎濶を謝し、かた／＼如此に御座候。以上。

同 返 事

復啓。十五日の御書狀本日着、嬉しく拜見仕候。御雙親様始め御一

統益御清祥の趣、欣喜の至りに存候。拙者いつも無事に勤務致居候間、御放念下さるべく候。其後は誠に御疎遠にながれ恐縮に存候。御兩親様にはことの外御健康のよし、大慶此事に奉存候。尙御孝養專一に祈上候。取りあへず御返事まで。不備。

歸省して（口語文）

都の井上君。

僕は今朝、君に無断で歸省したことをお詫びする。僕は今夜三年振りで故郷の月を仰ぐことが出来た。故郷に對する憧憬と思慕の念とを満足せしめつゝ――。斯うして椽臺に兩腕をもたせて月を眺めて居る後から、「ほ―たる來い、ほ―たる來い、うーまいみーづやる

ぞ」などゝ、螢呼ぶ聲を聞いて居ると、急に幼かつた時代によび戻されさうな心持がする。僕はこの一夏を斯うした氣分でおくつて見たいと思つて居る。矢部君にもよろしく。

郷の空より（口語文）

河名君。

愛する君は西へ、僕は北へと別れてから既に一句となりました、僕はいつも君より音問を喜んで待つて居ります。己れの故郷は何人も誇りとするところで、僕もこの郷村を誇らすには居られません。僕の村には山あり河ありです。山には花木春已に過ぎて翠緑滴るの森は、青田を隔てゝコンモリと空に聳えて居ります。そして河水は清

く、水底の石敷ふべしなんです。實際僕は何故この誇るべき自然の天地をすてゝ、自ら求めて黄塵萬丈の都門に駈けて居るのかと怪まれる位なのです。

松原！ その名既に詩的でせう。僕は此處を通る毎に獨眼流伊達政宗の昔が偲ばれます。君は何故かと問ふでせう。君、この松原は實に伊達氏の植ゑし處なので、三百餘年後の今日、松原の道は少しも變ることなく、而も亭々乎と伸びて居るのです。この亭々たる松原に立つて、青田からおくる風に洗はれる時、右顧して眼下に流るゝ碧水に望む時、僕は全く自分といふこと、社會と云ふことを忘れて無我の境に入るのです。ほんとうに君にもこの松原を眺めさせて、

君の筆によつて謳つて貰ひたいと思ひます。

同 返 事

清浦君。

今海から戻つて來ると、懐しい君からの御手紙、僕は幾度もくく繰返して讀みました。そして誇大を飾らぬ君の氣象を知つて居る僕はその由緒深き松原を知つて憧れて居ります。君の御説の通り、どうしてさうした天地をすてゝ、いらくした都會の空氣に甘んじて居ることが出来るのでせうか。

君の故郷にはさうした松原があるでせうが、僕の村にも亦君に誇るに足るべきものがあるのです。これは此海です。眼下に碧水流ると

は君の文中にあるところだが、海と河とは同日にして語るべからず——これはちと我田引水に流れさうです——日出づるこの日本帝國をして、今日一等國の斑に入らしめたものは、それこの渺茫たる海の方ではないでせうか。變幻極むべからざる波の狀、岩を噛むその音但しは朝の海、夜の海などと數へあげるだけ野暮かと思ふのです。斯うした海の一部を占めて居る僕の村は、確かに君にも誇るに十分だと信じます。

都の友へ

樂しかりし夏は當に去るべく、風は早くも秋を香はし、朝夕はやゝ冷たく覺わ申候。都の大元には嘸かし御清安の事と奉大賀候。當村

の山々に茜そめなすもこゝ近きにありと存申候。刈入時もおつゞけ參るべく、件の共に釣せし小川のあたりには人かげ消えて淋しく相見え候。小生はこれより毎日田面を稻を脊負ふて歩するが役に御座候。時々は都の御消息を御待申候。不備。

同返事

仰せの如く夏も漸く末と相成候。御地の山も水も秋を彩り候由、されど賢兄の日に増して御壯健なるが何よりの御事と奉恭賀候。御地は追々御多忙の時代と進み行くべく、折角御精勵を祈上候。當地も最早や秋氣を催し候へども、併し日中は却々に殘暑烈しく覺え候。小生丈夫、日下新學期の準備に取りかゝり居候へば、御安心可被下

僕。皆様へもよろしく。先は御挨拶まで。拜具。

寒夜友の許へ（口語文）

今日はきのふよりもと日に／＼寒くなつて行きます。から風の強い東京！随分御寒いことせう。今夜のやうなこの寒い晩には、白の毛絲の襟巻をまいて、机の前にすわつて居る君の面影がちらつてなりません。どうか御無事で御勉強を祈ります。僕は例によつて例の如しです。御安心下さい。

この地も寂しい村ではあるが、自分の故郷だと思へば別に苦にもなりません。毎日教鞭を執つてポールドの前に立つのが、僕の誇りのやうにも思はれます。この幾百と云ふ少年少女が大きくなつて、思ひ／＼の業について、それ／＼國に盡すやうになれば、實際僕達の義務はそれで済む譯だど、こんな事を考へながら、例の田甫道を通つて居ります。終りに君の成功を祈つておきます。

静養地より

大兄益御元氣、奉賀候。小生その後醫師の勸告により、人里離れたるこの水車小屋に病軀を横へ居申候。春の日の如く水は清く流れて水車はゆるく絶えず廻り居候へども、山に櫻の花もなく、畑に黄なる菜の花もなく、四邊荒涼北風の音づれる外、折々俵をはこぶ轆の音を耳にいたすのみに御座候。この木屋に横はる小生の胸中を徂徠するもの果して何事なるかを御汲みとり可被下候。

今夏大兄とこの小屋に遊びし折は、よもや此身の病みて再びこの小屋に來らんとは思はず、眞に計りがたきは運命ぞよと、更夜獨り床上に袂を絞ることも却々に多く御座候。薄命を啣つゝ病窓に横はる小生のために、折々は御消息を御洩し下されまじくや、都の空は矢張り戀しく存候。大兄よりの御近信は小生にとりての無上の慰藉あまり徒然のまゝ、一書呈上仕候。敬具。

濱邊より（口語文）

庭の紅葉も何時か色褪せてしまひました。遺瀨ない思ひを乗せた雲が東へ／＼走つて行く頃は、日課の様に濱に參ります。そして暖かな砂の上に座つて弱々しい日の光がすうつと油の様な海の中に吸ひ

込まれるのを、じつと見つめて居る時には、いつかしんみりした心に追憶の思ひを運ばせます。美さま……私はこんな時にきつと貴女の名を呼びますの、都へ都へこんな思ひに心をそゝられる時、病める身と言ふ寂しい自覺にいつも熱い涙にむせひます。美さま……此の便りない秋の濱邊も、あゝもう冬となりました。

弔慰の手紙

老人の死を弔す

御老父様永らく御病氣の處、藥石の効なく歸らぬ道に出て立たせたまひぬとか、實に驚き入り申候。御老年とは申せ、いつも御達者の

方にてよもやと存じ申候に、皆様の御愁嘆御察し申上候。さりながら御家内様御一同の御孝養残る方なく御盡しなされ、御本人も嘸かし御歡びの御事なるべく、切めてそれを御心の力として深く御嘆き遊ばされぬやう、却つて御亡父様の御意かと恐察仕候。御香典一包、輕少なから進上仕候。只御しるしばかりに御座候。追て御葬送の日時御聞かせ被下度候。謹言。

同返事

只今は老父の死去につき御丁寧なる御悔狀竝に御香奠御遣はし被下忝く拜受仕候。壯健とはいひ何分にも老年の事とて、果敢なき無常の風に誘はれ申候。盡せるだけの手當は相盡し候へども、萬が一に

もと思はれ、痛恨に堪へ申さず候。深く嘆くなご(御詞に従ひ、此上は只だ死人のために後年を吊ひ可申候。

葬送の儀は來る十日午前十時と取極め申候。敬白。

主人の死を弔す

御主人様には久々御病氣の處、急に重らせ御逝去被遊候御事、何共申上やうも無御座御生前賜はりし親密なる御交際を思ふにつけ、御愁傷御落膽さこそと恐察仕候。併しながら歸らぬ事はいたし方なくあとしの事に及ばずながら出來得るだけ御力添可仕候間、吳々も御心強く可被遊候。取りあへず右御悔みまで申上候。敬具。